The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	全国遺跡資料リポジトリ・シンポジウム ： 文化遺産の記録をすべての人々へ！-発掘調査報告書の電子化と公開を考える-
Author(s)	菅野, 智則; 村上, 浩介; 赤塚, 次郎 他
Citation	
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/23254
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

全国遺跡資料リポジトリ・シンポジウム

文化遺産の記録をすべての人々へ！

―発掘調査報告書の電子化と公開を考える―

日　時：平成２４年１１月１５日（木）　13:00-17:30
会　場：大阪大学附属図書館　総合図書館ホール

主　催：全国遺跡資料リポジトリ・プロジェクト（国立情報学研究所 CSI 委託事業〈領域２〉）
共　催：大阪大学附属図書館，　島根大学附属図書館
後　援：国立情報学研究所
デジタルリポジトリ連合（Digital Repository Federation: DRF）
独立行政法人 国立文化財機構 奈良文化財研究所
日本情報考古学会

趣　旨

遺跡資料リポジトリ・プロジェクトは遺跡の発掘調査報告書を電子化して公開するプロジェクトとして、2008（平成 20）年にスタートし、今年で５年目となります。発行部数が少なく、入手が困難な灰色文献としての発掘調査報告書を、必要とする人がいつでもどこでも利用できるようにすることを目指して、大学図書館が自治体の文化財担当部署と連携しつつ推進しています。プロジェクト開始以来、取組みは２２府県に拡大し、約 12,000 冊近くの報告書を電子化して公開しました。

４年間の取組みを通して、報告書の利用促進を図る上で電子版報告書の有効性が確認されるとともに、保存媒体としての印刷版報告書の必要性も共通の認識として共有されました。また、東日本大震災後の被災文化遺産の調査・復興支援の活動において、遺跡資料リポジトリを活用した情報提供が有効であることも認識されつつあります。その一方で、参加する自治体の拡大のためには、これまでのような大学図書館が仲介するモデルだけではなく、参加を希望する自治体が直接参加できるような枠組みの整備を進めることが課題となっています。

本プロジェクトは、開始当初から国立情報学研究所の最先端学術情報基盤整備（CSI）事業の委託を受けて取り組んでまいりましたが、今年度が委託事業の最終年度となります。文化遺産を始めとする様々な文化資源のデジタル化が広範に、そして大きなうねりとなって進みつつある現在､遺跡資料リポジトリをそのような大きな流れの中に位置付けて見ることが必要です。

シンポジウムをとおして、これまでの事業の成果と課題を確認し、これからの本プロジェクトの将来を展望したいと思います。

ご 挨 拶

「全国遺跡資料リポジトリ・シンポジウム　―文化遺産の記録をすべての人々へ！―」の開催にあたり、プロジェクトを代表して一言ご挨拶を申し上げます。

発掘調査報告書を電子化してインターネット上に公開するこのプロジェクトは、２００８（平成２０）年度に中国地方５県で開始し、今年で５年目を迎えました。５年目の今年度は２２府県へと参加地域が拡がり、発行部数が少なく入手が困難な発掘調査報告書を、必要とする人がいつでもどこでもたやすく利用できるようになることを目指して、取組みを推進しています。参加府県の中核となる大学図書館が、府県内の自治体文化財担当部署と連携しながら、発掘調査報告書を収集して電子化を行い、リポジトリシステムに登録して公開しています。これまでに、約12,000冊の報告書を処理しました。

プロジェクトの開始当初から、国立情報学研究所の最先端学術情報基盤整備（CSI）事業の委託を受けて経費的な支援を受けながら事業を進めてまいりましたが、今年度がCSI事業の最終年度となります。委託事業終了後も、このプロジェクトが持続的に参加地域を拡大し、安定的に運営される事業となることを目指して、昨年度来検討を進めてまいりました。今年度は、独立行政法人国立文化財機構　奈良文化財研究所のご協力を得て、これまで未参加だった都道府県の自治体が、大学図書館を介さずに直接このプロジェクトに参加できる新たな事業モデルを構築して、奈良文化財研究所と連携して実証実験を開始しました。

CSI事業としては、今年度が最終年度となりますが、新たな事業モデルのスタートの年でもあります。この「全国遺跡資料リポジトリ・シンポジウム　―文化遺産の記録をすべての人々へ！―」をとおして、発掘調査報告書の電子化と公開のための議論が一層深まり、冊子報告書と共存しつつ遺跡資料リポジトリが持続可能なシステムへと発展する契機となることを願っています。

プロジェクトの遂行にあたっては、国立情報学研究所を始め、奈良文化財研究所、プロジェクト参加府県の大学図書館や自治体文化財担当部署ほか、多くの機関、団体、研究者の方々のご協力を頂いております。この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

平成２４年１１月１５日

平成 22-24 年度国立情報学研究所 CSI 委託事業（領域２）
全国遺跡資料リポジトリ・プロジェクト代表

島根大学附属図書館長　田　籠　　博

プログラム

総合司会　奥田　正義　大阪大学附属図書館事務部長

開会挨拶　プロジェクト代表　田籠　博　島根大学附属図書館長
　　共催機関　東島　清　大阪大学附属図書館長（理事・副学長）13:00～13:10

第１部　遺跡資料リポジトリはどこまで来たか？　13:10～14:10

報告　「遺跡資料リポジトリの現状と今後の計画」
　　矢田　貴史　プロジェクト事務局（島根大学附属図書館）　13:10～13:30

講演　「被災地の復興支援と遺跡資料リポジトリ」
　　菅野　智則　東北大学埋蔵文化財調査室文化財調査員　13:30～14:10

第２部　遺跡資料リポジトリはどこへ向かうのか？ 14:10～16:30

講演　「国立国会図書館における遺跡資料 ―紙からデジタルまで―」
　　村上　浩介　国立国会図書館関西館　電子図書館課長補佐　14:10～14:50

休憩 14:50～15:10

講演　「考古学アーカイブと遺跡資料リポジトリ」
　　赤塚　次郎　愛知県埋蔵文化財センター　副センター長　15:10～15:50

講演　「遺跡情報記録と発掘調査報告書」
　　森本　晋　奈良文化財研究所　文化財情報研究室長　15:50～16:30

第３部　パネル・ディスカッション　16:30～17:30

コーディネータ：　笹本 正治　信州大学附属図書館長（副学長）
　　パネリスト：　菅野 智則、村上 浩介、赤塚 次郎、森本 晋、矢田 貴史

閉会挨拶　奥田　正義　大阪大学附属図書館事務部長

講　師　略　歴

菅野　智則（かんの・とものり）

東北大学埋蔵文化財調査室文化財調査員。東北大学大学院文学研究科博士後期課程修了。2004 年東北大学短期教務補佐員、2005 年東北大学助手、2007 年東北大学助教、2008 年より現職。

主要著書・論文等：「居住形態からみた東北地方の縄文前期」『日本考古学協会 2009 年度山形大会研究発表資料集』（日本考古学協会 2009 年度山形大会実行委員会，2009）pp.155-164、「東北地方における中期後半大木式土器に関する研究基盤の成立過程」『博古研究』41（2011）pp.21-35 など。

村上　浩介（むらかみ・こうすけ）

国立国会図書館関西館電子図書館課課長補佐。1998 年修士課程修了（文学修士（社会学））。1998 年より国立国会図書館に勤務、2011 年より現職。

主要著書・論文等：「デジタル情報資源の管理・保存にいくらかかるのか？－ライフサイクルコストを算出する試み “LIFE”」『カレントアウェアネス』第 301 号（2009.9）p. 20-26、「国立国会図書館の蔵書デジタル化事業」『オンライン検索』第 32 巻 3/4 号（2011.09/12）p. 99-107 など。

赤塚　次郎（あかつか・じろう）

愛知県埋蔵文化財センター　副センター長兼調査課長。特定非営利活動法人　古代邇波の里・文化遺産ネットワーク　理事長。1979 年奈良教育大学教育学部卒。

主要著書・論文等：『狗奴国を旅する』（風媒社 2009 年）、「尾張・三河という領域と古墳時代を二分する出来事性について」『尾張・三河の古墳と古代社会（東海の古代）』（2012 年　同成社）など。

森本　晋（もりもと・すすむ）

奈良国立文化財研究所文化財情報研究室長。1986 年京都大学大学院文学研究科博士後期課程研究指導認定退学、考古学専攻。1988 年より奈良国立文化財研究所勤務。

主要著書・論文等：『遺跡情報交換標準の研究　第 2 版』（2009）など。

笹本　正治（ささもと・しょうじ）

信州大学副学長。人文学部教授。博士（歴史学）。名古屋大学大学院文学研究科博士課程前期修了。1977 年名古屋大学文学部助手、1984 年信州大学人文学部助教授、1994 年信州大学人文学部教授、2009 年より現職。

主要著作・論文等：『真田氏三代―真田は日本一の兵―』（ミネルヴァ書房、2009 年）『修験の里を歩く―北信濃小菅―』（高志書院、2009 年）、『武田勝頼―日本にかくれなき弓取り―』（ミネルヴァ書房 2011 年）など 。

第１部 遺跡資料リポジトリはどこまで来たか？

報告 「遺跡資料リポジトリの現状と今後の計画」

矢田貴史 プロジェクト事務局（島根大学附属図書館）

講演 「被災地の復興支援と遺跡資料リポジトリ」

菅野智則 東北大学埋蔵文化財調査室文化財調査員

遺跡資料リポジトリの現状と今後の計画

全国遺跡資料リポジトリ・プロジェクト事務局
島根大学附属図書館　矢田　貴史

全国遺跡資料リポジトリ・シンポジウム
「文化遺産の記録をすべての人々へ！ ―発掘調査報告書の電子化と公開を考える―」
平成24年11月15日　@大阪大学

はじめに

- 遺跡リポジトリとは？
- なぜ大学図書館で？
- プロジェクトの歩みと現況
- コンテンツの収集から公開まで
- アンケート調査の紹介
- プロジェクトのこれから

遺跡資料リポジトリとは？

遺跡資料リポジトリとは？

- 発掘調査報告書を全文電子化（PDF化）して、リポジトリ・サーバにアーカイブし、Web公開
- 2008（H.20）年に、中国地方の5県で開始、2012（H.24）年度には22府県へと拡大
- 大学図書館が各府県の自治体と連携しながら、報告書を収集、電子化
- 国立情報学研究所（NII）の最先端学術情報基盤整備（CSI）委託事業として

遺跡資料リポジトリとは？

リポジトリ・サーバ

特有の項目、属性、区分を持つため、既存のリポジトリシステムでは運用が難しい

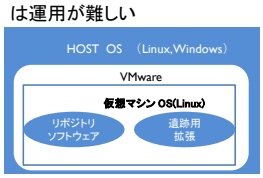

VMware
サーバの仮想化、ファイルイメージ
→ハード構築、メンテナンスの負荷軽減

Earmas（アーマス）
国産リポジトリシステム
他システム連動のカスタマイズ
遺跡固有情報の管理機能

報告書抄録記載の遺跡情報
遺跡名、遺跡所在地、市町村コード、
遺跡番号、北緯、東経、調査期間、
調査面積、調査原因、種別、時代など

なぜ大学図書館で？

なぜ大学図書館で？

- 学術機関リポジトリの普及
- 灰色文献をなくそう！
  - 報告書を必要とする人がいつでもどこでも入手できるように
- 地域連携・地域貢献として
  - 自治体との連携により、報告書の公開を支援

学術機関リポジトリの普及

- 大学等の研究機関において、構成員により生産された学術情報をアーカイブし無償で発信
- 世界の学術機関リポジトリ
  - 2,000以上の機関が公開
- 日本の学術機関リポジトリ（2012.11.1現在）
  - 199機関が公開
  - コンテンツ数：100万件以上

灰色文献をなくそう！

- 流通範囲が限られていて、入手困難な文献を総称して灰色文献（grey literature）という
  - eg. 会議資料（会議録・予稿集）、各種調査報告書、etc. …
- インターネットの普及で灰色でなくなる文献
  - 農林水産省　電子化図書一覧　http://www.library.maff.go.jp/library/list.htm
  - 農林水産省　Agropedia　http://www.agropedia.affrc.go.jp/agriknowledge
  - 総務省　統計データ・ポータルサイト http://www.stat.go.jp/index.htm
  - 発掘調査報告書は？

地域連携・地域貢献として
―信州大学附属図書館の事例―

- 考古学の専攻分野がない
- 図書館の地域貢献事業の一つとして、館長自らが率先して自治体に働きかけ協力関係を構築
- 23年度末までに2,000件を超える報告書を電子化
- 24年度は山梨県とも協定、県域をまたがる取り組みへ

プロジェクトの歩みと現況

遺跡資料リポジトリ・プロジェクト
―これまで（1）―

- 2008（平成20）年度（CSI委託事業第I期1年目）
  - 中国地方5県域（大学）で開始
  - システム開発・大学への導入
  - メタデータの収集・作成開始
  - CSI委託事業費による報告書の電子化開始（920冊／57,300ページ）
- 2009（平成21）年度（第I期2年目）
  - 12府県（大学）へ拡大
  - 各種システム改善
  - 横断検索システム・全文検索システムの開発
  - Googleマップ連携機能の開発
  - 科学研究費補助金（研究成果公開促進費）による電子化（3,632冊／389,039ページ）

歩みと現況

遺跡資料リポジトリ・プロジェクト
—これまで（2）—

- 2010（平成22）年度（第II期1年目）
  - 20府県（大学）へ拡大
  - NIIのクラウドシステム上にシステムを構築・試行運用開始（新規参加大学）
  - プロジェクト推進体制の整備
  - 科学研究費補助金（研究成果公開促進費）による電子化（4,833冊／533,427ページ）
- 2011（平成23）年度（第II期2年目）
  - 引き続き20府県（大学）で推進
  - 自治体担当者による報告書コンテンツのセルフアーカイブを推進するためのシステム開発
  - CSI委託事業費による電子化（1,924冊／198,773ページ）

⇒ **2012（平成24）年度（第II期3年目・最終年度）**

歩みと現況

2つの運用モデル

- 大学図書館個別サーバモデル
  - CSI委託事業第I期（2008～2009年度）は、各府県内の大学図書館にサーバを構築し、分散配置する形をとっている
- NIIクラウド・モデル
  - CSI委託事業第II期(2010年度～)は、NIIの共同（クラウド）サーバが利用可能となり、新規参加県（大学）については共同サーバ上にシステムを構築
  - 各県域単位で領域を区切る構成とし、運用上は個別サーバ・モデルと同様

歩みと現況

大学図書館
個別サーバ・モデル

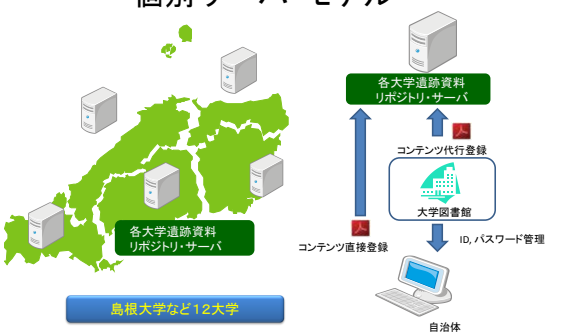

歩みと現況

国立情報学研究所（NII）
クラウドシステム・モデル

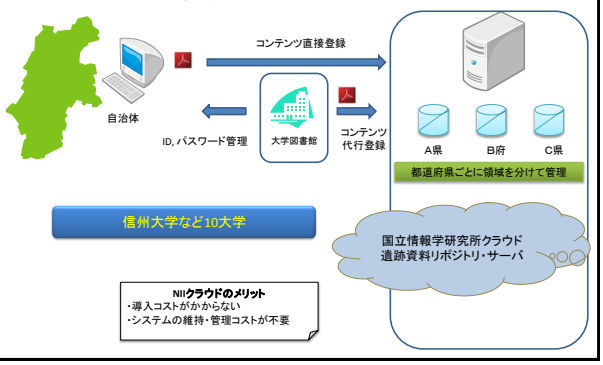

歩みと現況

電子化件数・アクセス状況

- 電子化件数の推移

年度	参加都道府県数	電子化冊数	電子化ページ数
2008（H20）	5	920	57,300
2009（H21）	12	3,632	389,039
2010（H22）	20	4,836	534,779
2011（H23）	20	2,246	228,772
合計		11,634	1,209,890

  - （資料1）都道府県別電子化件数
- アクセス状況
  - （資料2）遺跡資料リポジトリ（府県別・月別）アクセス状況集計

コンテンツの収集から公開まで

コンテンツの収集から公開まで

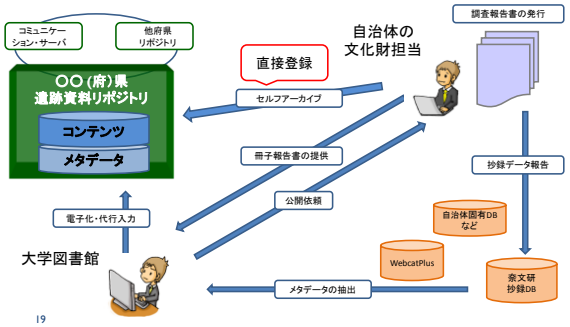

コンテンツの
収 集 → 電子化 → 登録・公開

- 各都道府県域単位で報告書を収集
  - 大学から自治体へ協力依頼
- 過去に発行された報告書
  - 冊子報告書の電子化
  - メタデータは報告書抄録データベース等を利用
    （奈良文化財研究所、全国埋蔵文化財法人連絡協議会、当該自治体）
- カレント発行の報告書
  - 発行時にメタデータ＋PDFファイル提供
  - 報告書発行時に冊子・電子版同時作成の依頼

コンテンツの
収 集 → 電子化 → 登録・公開

- 冊子体からの電子化
  - 印刷・保存用は高精細なものが必要
  - 公開・配信用はネット負荷を考慮して軽量化が必要
  - 報告書には精細な文字・カラーイラストや写真も多い
  - 全文検索のためOCRソフトによるテキスト化が必要
  - 出版数膨大，頁数，画像・写真，数表，折込図など多彩
- 電子化仕様

	公開用	保存用	備考
2値	600dpi	600dpi	テキスト・図
グレー	300dpi	600dpi	モノクロ写真
カラー	300dpi	600dpi	カラー写真
圧縮率	高圧縮	低圧縮	2値：G3，多値：jpeg
ファイル分割	約30MB	なし	

電子化作業の実際（1）

表紙をはずして裁断

スキャニング

裁断しない場合は、手作業

電子化作業の実際（2）

画像を1点1点チェック

製本機で製本

裁断したページを揃えて、はずしておいた表紙に糊付け

できあがり

コンテンツの
収 集 → 電子化 → 登録・公開

- 大学による代行登録と公開処理
  - 奈良文化財研究所抄録データを流用登録
  - WebcatPlusから書誌データを流用登録
  - 著作権許諾の手続きを行い公開
- 自治体によるセルフアーカイブ
  - 元データ、関連情報のアーカイブ
  - 専門的なメタデータの付与
  - 迅速な公開

アンケート調査より

アンケート調査より

アンケート調査の実施

- 全国の自治体等が対象
- アンケートの目的

  報告書発行機関の現況を把握し、セルフアーカイブを実現するための条件を調査
- 主な調査項目

  報告書の発行頻度、ネットワーク回線速度、PDF版作成の有無 …
- 回答

  約 450機関（都道府県・市町村、埋文セ）
- 集計結果

  ・http://rarcom.lib.shimane-u.ac.jp/general/doc/survey2011.html

  ・（資料3） アンケート結果抜粋

アンケート調査より

調査結果から

・印刷時にPDF版を作成している自治体が約4割
・今後作成予定も含めると6割弱
・リポジトリへの関心
「今後登録したい」・・・214/364*件

＊すでに機関HPやリポジトリで公開している自治体を除いた総数

・認知度の低さ
「システム自体を知らなかった」・・・226/444件
・担当職員の少なさ
「1名以下」・・・170機関以上
・通信回線が貧弱なケースも →「個別モジュール」の開発

プロジェクトのこれから

プロジェクトのこれから

大学図書館主導モデルの限界

- 大学図書館側の事情に左右され、拡大は頭打ち

eg.「学内に考古学分野の専攻がない。地域連携のみでは学内で了解が得られない。」

「他にたくさんの専攻分野がある中で考古学分野だけのために人手を割けない。」 etc….

- 委託事業期間の終了後は？

大学によっては、サーバの維持・管理が難しいケースも

プロジェクトのこれから

持続可能な事業としていくために

- 自治体のセルフアーカイブ促進
  - 新規発行分の継続的な登録・公開のために
  - 制限のあるネットワーク環境下でも登録可能
- 各自治体が直接参加
  - 個々の自治体の判断で参加可能
  - 大学図書館の事情に左右されない
- 広域モデルの発想
  - 都道府県ごとに管理する必要はない
  - 大学個別サーバ、NIIクラウドサーバ以外での公開？

「個別モジュール」の開発

- 通信回線速度等のネットワークに制限のある環境下でも安定的な登録を実現するために配布するOS依存の低いモジュール
  - USBメモリやUSBディスク上に構築・実行し、PDFを登録（セットアップ、管理が簡単）
  - PDFファイルを小さく分割転送してサーバ上で再構成を行う（低速回線でもOK）

広域モデルの模索

―自治体が直接参加できるモデルへ―

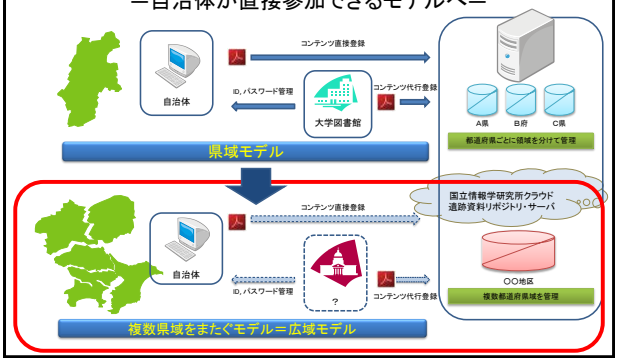

広域モデル

- 複数の都道府県域の報告書をまとめて搭載
- 自治体が直接リポジトリに登録できる
- 当面はNIIの共同サーバ上に設置
- 奈良文化財研究所と共同でプロトタイプを構築
  →今秋運用を開始

目指す将来モデル

- 集積モデル（広域モデルの発展型）
  - 個別参加の自治体コンテンツの登録を受け付けるとともに、他の遺跡資料リポジトリ（大学個別サーバ・NIIクラウド）上で公開されているデータを集積して、バックアップをとる。
- ミラーサイトの構築
  - 災害時のデータ消失防止や、停電などのシステム休止時でも安定的に利用ができる
- 各大学の個別サーバは？
  - 各大学の状況に応じて残す（地域貢献、サービス充実）

遺跡資料リポジトリの将来イメージ

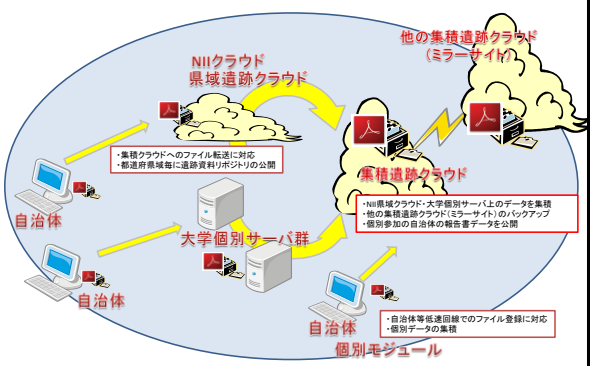

コミュニティのあり方

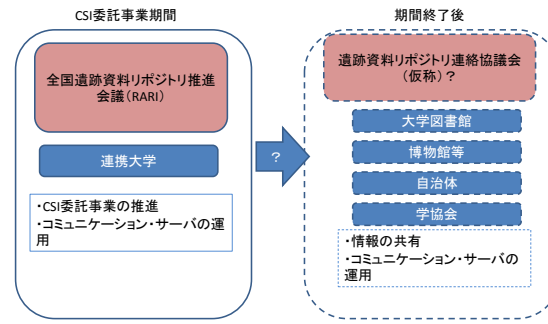

プロジェクトのこれから

将来の展望

- プロジェクトの拡がりとともに、各関係コミュニティ*が必要とする機能を新たに付加、システムの拡張

  *埋蔵文化財行政、考古学研究者

  eg. 遺跡、遺物に関する情報、映像・写真、データなどの様々な情報を統合的に扱えるプラットフォームへ

- 発掘調査報告書のリポジトリから類似の様々な文化遺産の記録のリポジトリへの展開

ご清聴ありがとうございました。

遺跡資料リポジトリWebサイト
http://rarcom.lib.shimane-u.ac.jp/

遺跡資料リポジトリ事務局
（島根大学附属図書館）
TEL: 0852-32-6085,6088
E-mail: rar@lib.shimane-u.ac.jp

被災地の復興支援と遺跡資料リポジトリ

2011年4月13日撮影
宮城県南三陸町魚竜館

菅野智則
（東北大学埋蔵文化財調査室）

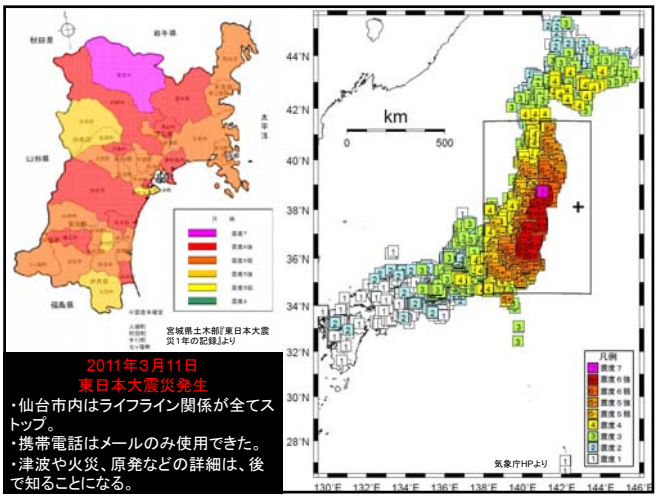

2011年3月11日
東日本大震災発生

・仙台市内はライフライン関係が全てストップ。
・携帯電話はメールのみ使用できた。
・津波や火災、原発などの詳細は、後で知ることになる。

自宅の状況

本棚を含めた家具類は倒壊し、あらゆるものが散乱している。本を靴で踏みつけて移動するような状況となる。

片付けを少しずつ進めていたが、4月7日の余震（マグニチュード7.2・最大震度6強）で再度崩壊。

東北大学埋蔵文化財調査室

(2011年3月11日撮影)

(2011年3月11日撮影)

・とくに大きな被害は無く、物収納コンテナ12箱が転落した程度に留まる。書籍類は書棚から一部落下したのみ。

・棚類は壁や床に全て固定していたため倒壊することは無かった。

・「棚ガード」設置済みの棚に収納していたコンテナは、全て落下せず。

被害が軽微であったことから、ほかの被災地の支援に回ることができた。

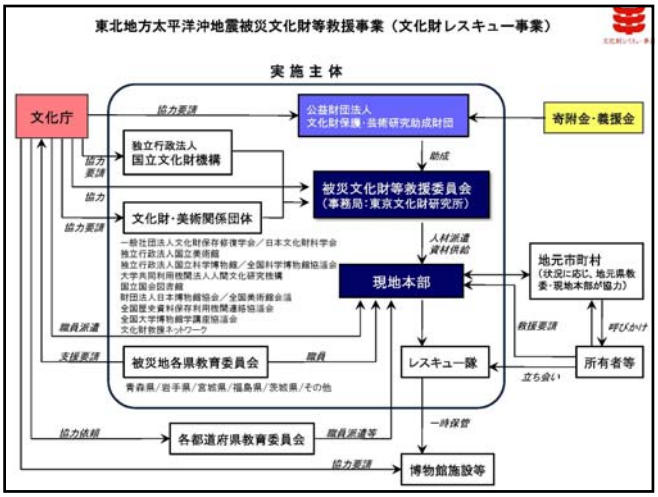

東北大学埋蔵文化財調査室による文化財レスキュー活動

・2011年4月13日　宮城県南三陸町　魚竜館

・5月12日　宮城県石巻市　石巻文化センター

・5月31日、7月5～7日　宮城県東松島市　野蒜収蔵庫

・6月21日　宮城県女川町　マリンパル女川

・6月23～26日　宮城県石巻市(旧鮎川町)　文化財収蔵庫

・7月後半以降　石巻文化センター収蔵遺物水洗作業

現在は、宮城県考古学会に設置された「東日本大震災対策特別委員会」に参加中。

宮城県における大規模な文化財レスキューが一段落して

指定を受けたものを中心として、文化財の救出活動は進んでいる。現在、修復や保存処理が進められつつある。

しかし、「文化財」そのものの以外、例えば遺跡発掘調査報告書などの蔵書類の処置は遅れているように見受けられる。

それ自体文化財ではない蔵書類の被害状況について確認した。

東北大学附属図書館

写真提供　東北大学附属図書館

東北大学附属図書館の被害状況

多くの図書が落下したが、棚自体は大丈夫であった様に見受けられる。

→宮城県沖地震に備えての耐震化の成果と考えられる。

東北大学附属図書館

①落下冊数
開架図書　14万冊(20万冊中)70%
閉架図書　25万冊(100万冊中)25%
製本雑誌　35万冊(40万冊中)88%
貴重図書・古典資料など　13万冊(65万冊中)20%
計　87万冊(225万冊中)39%

②書架に戻す作業
3月15日(火)～5月2日(月)33日間
延べ人数：本館職員951人＋ボランティア613人＝計1,564人

③破損冊数
一般図書1,000冊、製本雑誌1,300冊、貴重図書300冊

④対処
・専門業者による修復(上記冊数のうち、一般図書900冊、製本雑誌1,200冊、貴重図書全点を業者に委託)
・簡易な修復で済むものは、職員とボランティアで行う。損傷の激しいもののうち、入手可能なものは買い替え。

現在、建物復旧工事と合わせ順次作業中。

東北大学文学研究科考古学研究室

考古学研究室　准教授室

撮影　鹿又喜隆准教授
3月16日撮影

考古学研究室　准教授室　現状

撮影　鹿又喜隆准教授

棚を壁などに固定したほかに、落下を防ぐための紐等を設置するだけで大きな効果がある。

これらの対策を取っていないと大きな被害に。

・震度7でも、耐震の備えをしておけば、ある程度は防げる。
・しかし、個人賃貸物件などの場合、穴を開けて固定などは難しいこともある。突っ張り棒程度では役に立たない。

津波を受けた市町村の事例

岩手県山田町

①保管場所

役場地下書庫、旧観光施設、公民館の一室など、町所管施設の空きスペースに分散して保管していた。

②被害状況

旧観光施設保管分は、津波によって流失した。書庫保存分に関しては、文化財担当者が避難所対応している間に、書庫内から遺体が発見されたことを受けての遺体捜索のため、施設管理課によって廃棄された。

③今後

再収集及び保管場所確保は全く目処がたっていない。

宮城県東松島市（旧鳴瀬町）

被害無し。

岩手県大船渡市

被害無し。

宮城県石巻市

石巻文化センターにて保存していた一般図書を含む報告書類は津波の被害を受けた。

NPO法人宮城歴史資料保存ネットワークの協力を得て、処置を実施中。修復不可のものに関しては、廃棄。

カード式の図書目録が残る。現在、被災文化遺産支援コンソーシアム(CEDACH: 大手前大学史学研究所)により目録作成が進められている。

岩手県陸前高田市

他の文化財と共に冷結乾燥・保存中。しかし、どの様な図書類が保存されているのか不明。また、市が刊行した図書類在庫は失われた。

図書台帳はExcel入力しデジタル化済み。

石巻市文化センター

海岸部に面しており、津波の直撃を受ける。

石巻市文化センターの蔵書

この図書カードは、「被災文化遺産支援コンソーシアム（CEDACH）」にてデータ化が進められている。

・図書の「汚れ」は落とせるが、固着してしまったものはどうしようもない。そうしたものについては廃棄する方針。

・どの程度、救出できたのかまだ不明だが、今後、継続的な活動が必要。
→「宮城歴史資料保全ネットワーク」により作業が続けられている

・しかし、報告書類を含めた図書環境を復旧させるのは優先順位が低いため、抜本的な作業は不可能。

被災地における研究環境の復旧

被災地支援の一つとして、これらの蔵書類等を含めた研究環境復旧への支援も必要であると考える。

このような研究環境が無いと、地元文化財の価値を見極めることは困難となる。この支援を通じて地域的な拠点の復旧へと繋げたい。

遺跡リポジトリの観点から支援を考えるならば、
①報告書の活用と、②刊行物の流通
という二つの目的が考えられる。

遺跡リポジトリの活用①－報告書の利用－

現在購入できる図書は、予算の問題があるが、購入できないことはない。問題は、購入できない図書である。そのような例として、考古学では報告書がある。

報告書については、日本各地からの寄贈(送付)も可能であろうが、これまで収蔵していた博物館等施設の建設計画はまだ無く、収蔵する場所も整理する人員も足りない。

しかし、今後の調査研究とくに震災復興関連の調査などにおいて、使用する機会が増えることが想定される。

当面、関連諸機関が支援することは当然として、
電子化された報告書の利用は非常に有益。

遺跡リポジトリの活用①－報告書の利用－

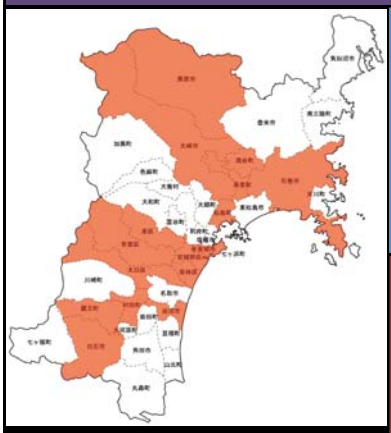

・宮城県内の報告書を活用できるように、県内の関連機関に積極的な働きかけを行った。その結果、宮城県、仙台市等13自治体（合計約1000冊分）から協力を得ることができた。今後、さらに働きかけを進める予定。

東北大学（埋蔵文化財調査室・考古学研究室）所蔵報告書を登録しても良いのだが、まずは個々の自治体で意識的に参加をしてもらい、継続的な活動へと繋げていきたい。

遺跡リポジトリの活用②－刊行物の流通－

津波などにより刊行した報告書類が失われてしまった場合、許可を得て、近隣機関あるいは大学図書館等で所蔵している該当報告書を遺跡リポジトリとして公開する。

バックアップとしての意味合いもあるが、失われた刊行物を社会に流通させるための手段としても有益である。

東北大学附属図書館と共に、石巻市教育委員会刊行報告書類について遺跡リポジトリに登録する作業を開始した。

・東北大学（埋蔵文化財調査室・附属図書館等）所蔵の報告書類を遺跡リポジトリに登録する。
・所蔵していない報告書類については、様々な機関等から協力を得て入手する。

第２部 遺跡資料リポジトリはどこへ向かうのか？

講演 「国立国会図書館における遺跡資料 ―紙からデジタルまで―」

村上浩介 国立国会図書館関西館 電子図書館課長補佐

講演 「考古学アーカイブと遺跡資料リポジトリ」

赤塚次郎 愛知県埋蔵文化財センター 副センター長

講演 「遺跡情報記録と発掘調査報告書」

森本晋 奈良文化財研究所 文化財情報研究室長

全国遺跡資料リポジトリ・シンポジウム
平成24年11月15日（木）

国立国会図書館における遺跡資料
ー紙からデジタルまでー

国立国会図書館　関西館
電子図書館課　課長補佐

村上　浩介

国立国会図書館の概要

国立国会図書館について

- 創設：昭和23（1948）年2月
- 使命：
  - 出版物を中心に国内外の資料・情報を広く収集し、保存して、知識・文化の基盤となる
  - 国会の活動を補佐するとともに、行政・司法及び国民に図書館サービスを提供する
  - 国民の創造的な活動に貢献し、民主主義の発展に寄与する

納本制度

- 国内で発行されたすべての出版物を、発行者等が国立国会図書館に納入する制度
  - 国立国会図書館法で規定（法定納本）
  - 現在と未来の読者のために、国民共有の文化的資産として永く保存し、日本国民の知的活動の記録として後世に継承する

納本制度の対象資料

- 図書
- 雑誌、新聞
- CD-ROM
- ビデオ、DVD
- 音楽CD
- 楽譜
- 地図　等

納本制度における納入義務の範囲

	官庁出版物	民間出版物
誰が	国、地方公共団体、独立行政法人等	出版社、レコード会社等
どのくらい	複数部（都道府県5部、市3部、町村2部…）	1部
いつまでに	発行後直ちに	発行の日から30日以内

納入率サンプル調査結果（平成19年度）

- 平成17年度の出版物を対象に実施
- 調査結果
  - 民間出版物：
    図書：88%、雑誌・新聞：85%、
    音楽・映像資料：39%
  - 官庁出版物：
    国の市販資料：90%、非市販資料：46%、
    地方公共団体：42%

インターネット上の情報の収集

- インターネット上の情報も法により収集
  - 公的機関のインターネット資料（ウェブサイト等）の包括的な収集（平成22年4月～）
  - 私人が発信するオンライン資料（図書・雑誌相当）を納入する義務（平成25年7月～）
- 背景
  - インターネット上にしかない情報が増加
  - 頻繁に更新され、消失しやすい

インターネット上の情報の収集

	公的機関	民間
対象	ウェブサイト	電子書籍・電子雑誌相当のもの
方法	国立国会図書館が定期的に収集	発信者が送信 or 国立国会図書館が収集
提供	インターネット公開には許諾が必要	インターネット公開には許諾が必要

遺跡資料の収集状況

冊子体の収集状況

- 収集した発掘調査報告書には固有の分類を付与（平成14（2002）年9月～）
  - NDC（日本十進分類法）＝210.0254
- 「発掘調査報告書」に分類する基準
  （目安であり、実際には個別に判断）
  - 「発掘（又は試掘）調査報告書」とあるもの
  - 抄録があるもの
  - 「抄録集」「調査説明資料」は除く

冊子体の収集状況

- 平成22（2010）年度刊行分の収集率は、推計で約92%
  - 平成22年度に刊行分の総数＝1,738点
    （文化庁「埋蔵文化財関係統計資料」より）
  - 国立国会図書館所蔵の2011年刊行分の数＝1,595点
    （平成24（2012）年10月時点の、OPACでの検索結果による）

2. 遺跡資料の収集状況

冊子体の収集数の経年変化

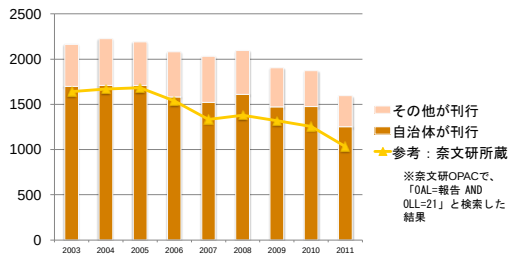

2. 遺跡資料の収集状況

参考：タイトルに「発掘」「調査」「報告」

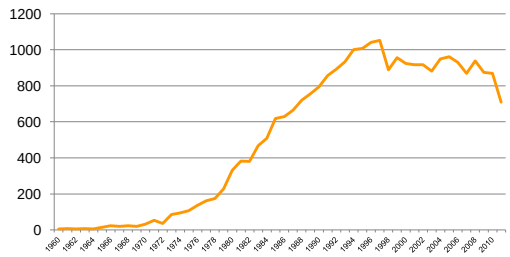

2. 遺跡資料の収集状況

デジタルの収集状況

- 遺跡資料リポジトリ内の報告書は収集していない
  - 国立大学→公的機関であり、ウェブサイトは定期的（年4回）な自動収集の対象
  - ただし、国立情報学研究所の機関リポジトリ一覧に掲載されているものは収集保留中
    - 継続的に公開・維持されると認められるもの

2. 遺跡資料の収集状況

デジタルの収集状況

- 地方公共団体のウェブサイト上の報告書については収集中
  - ただし、報告書を発信している埋蔵文化財センター等が地方公共団体直営の場合のみ
  - 平成22年4月以後、定期的（年4回）に自動収集

2. 遺跡資料の収集状況

デジタルの収集状況

- 財団法人・公益財団法人のウェブサイト上の報告書については、平成25年7月以後、収集予定
  - PDF→電子書籍に相当する
  - なお、研究紀要や広報誌等の「電子雑誌」については、一部、許諾に基づいてすでに収集しているものがある
    例：「愛知県埋蔵文化財センター研究紀要」

2. 遺跡資料の収集状況

参考：47都道府県の状況（2012.10調査）

	直営	公益／一般財団法人
PDFあり	6	6
うち収集済	2（館内提供）	0
遺跡リポジトリ収録	2	3

遺跡資料リポジトリとの連携可能性

国立国会図書館 19

3. 遺跡資料リポジトリとの連携可能性

遺跡資料リポジトリとは相互補完関係

- 収集における相互補完
  - 国立国会図書館でも、冊子体をすべて収集できているわけではない
    →遺跡資料リポジトリ内の報告書が補完になり得る
  - 国立国会図書館は、遺跡資料リポジトリ外の報告書を収集
    →遺跡資料リポジトリと「分担」

国立国会図書館 20

3. 遺跡資料リポジトリとの連携可能性

遺跡資料リポジトリとは相互補完関係

- デジタル化における相互補完
  - 国立国会図書館は200万点以上の所蔵資料をデジタル化済みだが、図書は1968年以前刊行分のみ（報告書は100点程度？）
    →遺跡資料リポジトリと「分担」も可能
  - 国立国会図書館は公共図書館のデジタル化、デジタルアーカイブを支援する取組を実施している
    →遺跡資料リポジトリへの協力も可能？

国立国会図書館 21

3. 遺跡資料リポジトリとの連携可能性

遺跡資料リポジトリとは相互補完関係

- 提供における相互補完
  - 遺跡資料リポジトリと「国立国会図書館サーチ」とが連携できれば、媒体を問わず、報告書を相当程度網羅的に検索可能となる
    - 遺跡資料リポジトリ内のデジタル版報告書
    - 遺跡資料リポジトリ外のデジタル版報告書
    - 国立国会図書館所蔵の冊子体報告書
    - 都道府県立・政令指定都市立図書館、大学図書館所蔵の冊子体報告書

国立国会図書館 22

3. 遺跡資料リポジトリとの連携可能性

遺跡資料リポジトリとは相互補完関係

- 保存における相互補完
  - 遺跡資料リポジトリから提供されている報告書は、国立国会図書館での利用＋全国の図書館への貸出利用が減ると考えられる
    →資料保存につながる

国立国会図書館 23

3. 遺跡資料リポジトリとの連携可能性

さらなる連携に向けて（私見）

- もう一歩進められそうな部分
  - 相互補完関係を前提とした事業展開
    - 二重投資の回避→効率的・効果的な分担
    - 地方公共団体や公共図書館との関係
    - 技術動向等の情報共有
  - データ、メタデータ、プロトコル等の連携
    - 国立国会図書館サーチとの連携
    - 国立国会図書館のデータの流用可能性

国立国会図書館 24

「考古学アーカイヴと遺跡資料リポジトリ」

愛知県埋蔵文化財センター
赤塚次郎

１）全ての調査成果をデジタル化に

遺跡の発掘調査ワークフローを標準化し，全てデジタル技術による情報化を前提とする。
調査現場からデジタルデータ情報による調査ワークフローを基本とし，「標準化する情報」と「研究者による情報」を区別し整理する。
コアデータスタンダードを基本とする。標準化はコストダウンに繋がる。

*電子納品ガイドラインの作成　（事例：愛知県埋蔵文化財センター）

２）Web をプラットフォーム化し，情報の共有化を実現する

調査現場からリアルタイムの調査成果を公開できる仕組みを実現する。
評価に対する情報共有化を進め，これを標準化する。ソーシャルネットワークの活用
最終的には，調査現場にてリアルタイムの「報告書編集」が可能となる。

*調査現場からのアーカイブシステム（愛知県埋蔵文化財センター　G フォルダーの事例）

３）考古学情報の発信

■ 考古学情報は誰が発信し続けるのか・・

そこにある情報，ただ発信する事が重要と考えていた。
意味があるのか無いのか，わからない状況で発進され考古学的な視座からの選択性のみが関与し，したがって「ただ見せているだけ」の情報になる。つまらない標準化されない情報の蓄積。

■「クロスメディア」「クラウド」

web 上にもてる知識と情報を惜しげもなくつぎ込み，
さまざまなメディア向けに多様な立場から加工され創造され
活用される仕組みを構築する努力が必要である。
そしてこれに関与する職員への理解・意識が重要である。

■ ソーシャルデータベース

web コンテンツ製作と発進を，文化財調査の中心的な仕事と位置づける。
調査現場のあり方を変革させていくことが必要である。
「だれかがやってくれる」のではなく。
主体的に参画する姿勢が必要である。
個人的（特に研究者）な情報の独占・抱え込みを排除して，共有化を前提とする。

４）過去の歴史を「見える化」する

考古情報をベースとして歴史・地形・風土を総合的にイメージする。
その地域全体の時空間を絡めて，物語を再現する。
「ある場面を蘇らせる
　ある物語を語らせる
　新しい歴史を創造していく
　今に繋がる何かがある・・」
考古学アーカイヴ，第３極による運営を模索する必要がある。

街・里の中にとけ込む物語・コンテンツを造り上げたい（オープンミュージアム）
（*犬山街プロジェクト　NPO 法人ニワ里ねっと）

遺跡情報の発生

- 遺跡に対する働きかけ

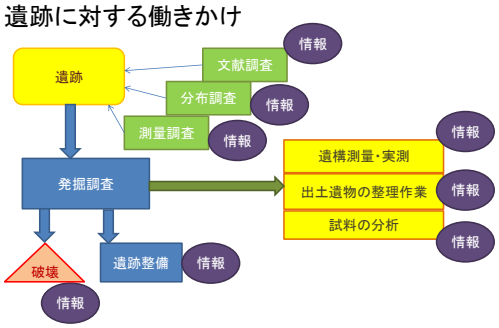

遺跡の発掘調査

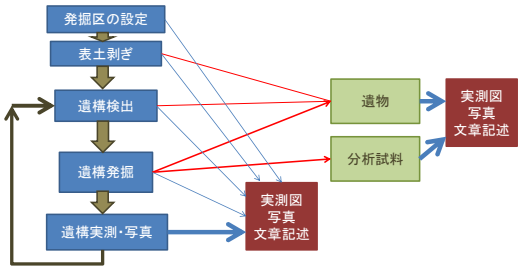

発掘調査の情報

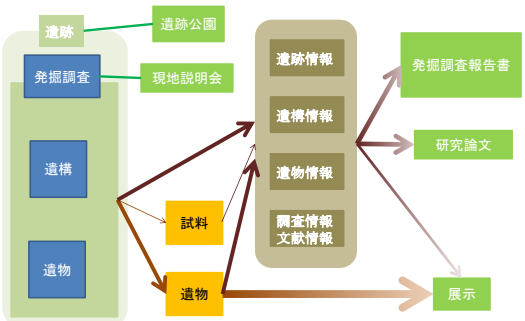

発掘調査成果の公開

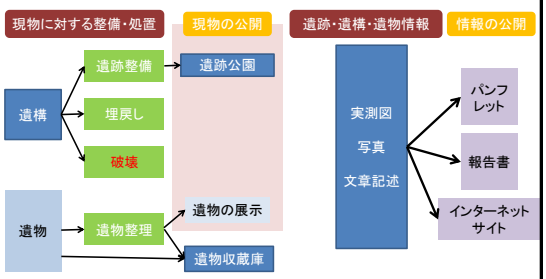

遺跡情報の行方

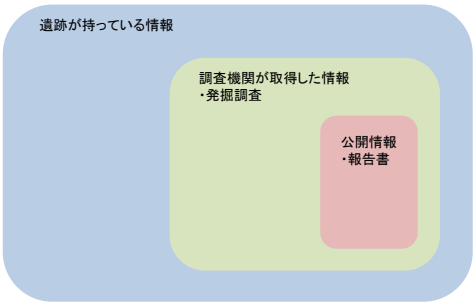

遺跡情報の行方

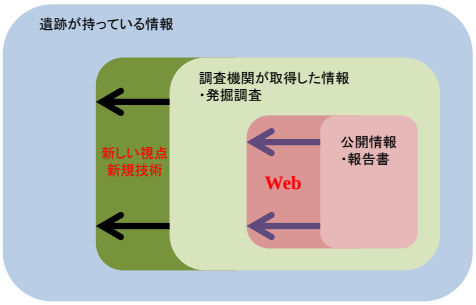

発掘調査報告書記載情報

- 遺跡情報
  - 地域の中での当該遺跡　地形図・測量図
- 発掘調査・文献情報
  - 調査の経緯、関連文献　文章記述、考察
- 遺構情報
  - 個々の遺構、遺構群　実測図・写真・文章記述
- 遺物情報
  - 個々の遺物、一括遺物　実測図・写真・文章記述

報告書の実態

- 行政文書か　学術書籍か
  - 著作権、電子化、公開　　業績
- 発行部数、配布先
  - 稀覯本に近いものもあるが、全体では大量
- ボリューム、形態
  - 薄いものから厚いものまで
  - 大判、折込図、CD、DVD

発掘調査報告書に関する情報

- 書誌情報
  - メタデータの広域検索
- 抄録情報
  - 記載遺跡・調査ごと
- 全ページ画像データ
  - PDF、遺跡情報リポジトリ
- 全文テキスト情報
  - OCRと校正、シソーラス
- 図面・写真
  - 構造解析、情報化

全文テキスト情報

- 物理的な切れ目単位
  - PDFとの連動が楽、冊子体などにアクセスしやすい
- 論理的な切れ目単位
  - 単語が泣き別れにならない

・・・・・・・この観点から朱
雀門では、・・・・・・・・・

「朱雀門」で検索

実測図情報の扱い

- メタデータ
- データ
  - 実測図の構造分析
    - 遺構図の構造
    - 遺物実測図の構造
  - 実測図の構成要素とその相互関係
  - オブジェクト指向
  - 広域データの再利用

写真情報の扱い

- メタデータの整備
  - 位置情報
- データ
  - 画像処理
  - 画像計測
  - 画像検索

発掘調査情報の公開と保管

- 公開方法の多様化
  - Web公開用データの調整
- 記録の保管
  - デジタル化　デジタル・リフィッティング
  - ボーン・デジタル
  - データ・マイグレーション

広域保管

- 冊子体による発掘調査報告書の利点
- クラウドの功罪
  - 対障害性
  - 複雑化、極度の仮想化

考古情報アーカイブ

- 文化財　実体
- 文化財情報
  - 物理的媒体の保管　実測図原紙
  - 電子的データ
    - デジタル化
    - データ・マイグレーション
    - 危機分散

責任機関、情報公開、学術研究

第３部 パネルディスカッション

コーディネータ：

笹本 正治 信州大学附属図書館長（副学長）

パネリスト：

菅野 智則、村上 浩介、赤塚 次郎、森本 晋、矢田 貴史

資　料　編

（資料１）都道府県別電子化件数

（資料２）遺跡資料リポジトリ利用状況 PDFダウンロード数（都道府県別）

（資料３）「遺跡発掘調査報告書作成および遺跡資料リポジトリ利用環境に関するアンケート調査」集計結果（抄）

（資料４）遺跡資料リポジトリが推奨する出版時電子化仕様

（資料５）「行政目的で行う埋蔵文化財の調査についての標準（報告）」

（文化庁埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会）より、以下を抜粋
・第２章　４ 発掘調査報告書
・別紙３
（なお、全文は以下に掲載）http://www.bunka.go.jp/bunkazai/shoukai/maizou.html

都道府県別電子化件数(2012.3.31現在)

資料１

No.	都道府県名	2008（H20）		2009(H21)		2010(H22)		2011(H23)		合計		備　考
1	岩手県							107	24,690	107	24,690	被災文化遺産復興支援（信州大学所蔵分）
2	宮城県			25	4,811	11	1,229	0	0	36	6,040	
3	山形県					850	85,000	0	0	850	85,000	山形県独自予算による電子化
4	茨城県			35	4,125	163	18,247	1	128	199	22,500	
5	富山県					93	17,977	291	20,070	384	38,047	
6	長野県					1,555	162,116	680	65,741	2,235	227,857	
7	滋賀県					249	22,403	6	520	255	22,923	
8	大阪府			317	27,803	88	9,728	522	49,060	927	86,591	
9	兵庫県			524	95,147			10	624	534	95,771	
10	奈良県					92	8,038	221	14,110	313	22,148	
11	鳥取県	102	6,528	731	58,874			8	1,959	841	67,361	
12	島根県	306	19,616	661	70,368	120	10,165	7	326	1,094	100,475	
13	岡山県	235	15,040	198	20,500	133	14,346	32	3,403	598	53,289	
14	広島県	108	5,300	0	0			0	0	108	5,300	
15	山口県	169	10,816	150	14,520			0	0	319	25,336	
16	徳島県					101	22,375	8	1,081	109	23,456	
17	香川県			413	35,475	133	45,515	4	353	550	81,343	
18	愛媛県							155	28,124	155	28,124	
19	高知県			201	20,520	11	613	2	118	214	21,251	
20	福岡県					1,013	101,300	0	0	1,013	101,300	福岡市の独自予算による電子化
21	宮崎県			377	36,896	224	15,727	192	18,465	793	71,088	
	合計	920	57,300	3,632	389,039	4,836	534,779	2,246	228,772	11,634	1,209,890	

遺跡資料リポジトリ利用状況 PDFダウンロード数（都道府県別）

年	月	宮城県	山形県	茨城県	富山県	長野県	大阪府	兵庫県	奈良県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	宮崎県	合計
2009 (H21)	7										5,054									5,054
	8									133	18,178		346							18,657
	9									316	2,952		2010							5,278
	10									698	4,534		1807							7,039
	11									1,759	3,756		1853							7,368
	12									808	5,778		836						1,524	8,946
2010 (H22)	1									876	5,680	1,089	1068						4,663	13,376
	2									1,923	8,276	1,827	669						5,640	18,335
	3									1,139	9,698	2,560	498			270			6,719	20,884
	4	142		104						890	6,332	3,024	525			1,811		1,298	4,738	18,864
	5	496		972						1,556	7,520	2,887	813	132		1,472		1,329	7,027	24,204
	6	145		389						1,126	5,292	858	382	27		895		1,359	3,487	13,960
	7			362			2,649			2,241	14,144	1,474	1085	174		4,346		3,565	9,496	39,536
	8	252		656			6,817			1,297	18,736	7,921	935	171		4,135		3,474	8,321	52,715
	9	119		849			6,447			1,085	25,408	11,306	850	156		4,840		5,115	8,858	65,033
	10	202		545			6,055			1,135	22,032	8,546	804	165		4,624		3,862	9,610	57,580
	11	274		757			6,722	615		1,235	24,652	9,328	825	174		5,381		4,130	9,566	63,659
	12	91		736			4,871	1,816		1,644	19,620	8,913	471	204		4,381		4,724	9,151	56,622
2011 (H23)	1	540		684			6,231	1,734		1,658	22,636	9,194	157	152		4,532		4,687	7,579	59,784
	2	991		602		20	4,743	1,009		988	15,462	7,482	305	74		3,926		3,285	6,390	45,277
	3	496		401		14	3,572	1,206		1,959	13,050	9,423	387	49	48	2,990		3,520	7,157	44,272
	4	353		495		10	2,523	987		1,601	3,358	6,641	338	45	19	2,383		2,690	6,068	27,511
	5	565	100	589	229	10,575	2,090	572		988	2,882	6,656	459	46	667	2,330		2,276	4,642	35,666
	6	583	903	412	465	15,629	1,918	274	59	375	3,992	1,021	37	33	659	1,710		600	3,122	31,792
	7	342	1,518	459	498	9,420	1,615	439	828	195	1,706	850	33	22	151	2,096		109	3,269	23,550
	8	1,477	5,820	568	921	12,156	1,719	424	759	850	5,924	1,106	57	15	509	3,061		828	3,516	39,710
	9	812	1,235	509	147	5,451	1,084	353	637	200	2,914	577	39	34	240	2,577	40	477	814	18,140
	10	625	835	478	220	8,439	926	367	278	303	2,092	633	51	15	328	2,797	34	230	399	19,050
	11	478	2,143	307	250	5,487	752	347	978	600	7,620	1,040	54	60	240	2,620	981	623	1,531	26,111
	12	546	3,014	214	509	8,545	1,058	232	745	363	3,960	540	76	17	406	2,119	418	505	2,719	25,986
2012 (H24)	1	653	3,110	1,320	731	19,680	1,108	503	630	319	16,342	644	28	39	381	2,525	1,205	305	1,094	50,617
	2	104	2,490	952	1,251	12,886	2,749	605	829	457	6,508	999	106	40	609	3,244	193	980	2,867	37,869
	3	202	1,634	246	2,228	6,588	1,784	387	525	659	9,106	1,845	59	63	134	4,826	336	654	1,437	32,713
	4	216	1,132	886	2,450	4,433	899	350	396	206	9,570	1,031	87	28	141	5,685	622	585	4,460	33,177
	5	278	905	1,314	1,475	5,008	1,159	667	552	392	5,824	1,119	38	16	253	3,662	461	653	2,284	26,060
	6	176	788	1,323	2,014	9,708	1,667	186	1,033	358	3,872	1,427	84	72	298	4,645	199	914	3,246	32,010
	7	427	1,032	546	1,457	5,544	779	306	1,024	378	5,810	1,029	87	81	444	2,979	243	239	2,146	24,551
	8	520	1,148	1,108	1,374	7,811	2,759	663	746	749	9,020	1,571	105	64	242	1,781	646	569	2,902	33,778
	9	422	1,009	656	1,241	12,773	1,215	336	1,350	260	4,834	1,005	78	132	482	953	88	218	1,317	28,369
	10	899	1,450	765	1,079	9,924	878	438	1,184	390	10,868	1,420	100	158	222	2,683	240	673	1,518	34,889
合計		13,426	30,266	20,204	18,539	170,101	76,789	14,816	12,553	34,109	374,992	116,986	18,542	2,458	6,473	98,279	5,706	54,476	159,277	1,227,992

*2011年途中に統計取得の方法を変更（変更時期は大学により異なる）。変更前の数値にはクローラによるダウンロードも含まれる。

資料2

資料３

『遺跡発掘調査報告書作成および遺跡資料リポジトリ利用環境に関するアンケート調査』
集計結果（抄）

昨年自治体の皆様を対象に実施しました標記の調査においては、非常にたくさんのご回答をいただきました。ご協力いただいた自治体様に厚くお礼申し上げます。

この調査は、遺跡資料リポジトリ・プロジェクトが、今後持続的な事業展開を考える上で必要となる基礎データとして、自治体における報告書作成の実態やネットワーク環境等を把握することを目的としたものでした。調査結果の詳細版を、遺跡資料リポジトリ」の Web サイトに掲載しておりますので、是非ご参照ください。

以下は、調査結果のうち、各自治体おける報告書の作成状況と、遺跡資料リポジトリの利用状況等にかかる部分のみ抜粋したものです。

■調査対象：発掘調査報告書を作成している全国の自治体等

■調査期間：平成 23 年 11 月 2 日～12 月 12 日　　回答数：444 機関

【1】報告書作成の状況について

１．担当者の人数を教えてください。

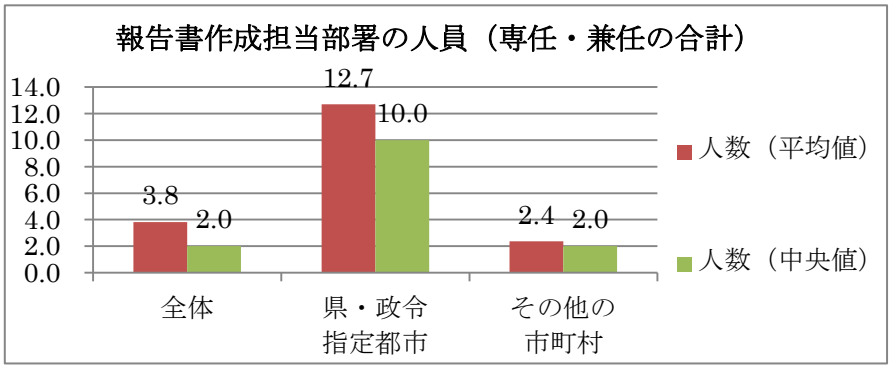

自治体規模により担当者数は大きく異なる。市町村での中央値は２名だが、１名以下の体制で行っている自治体も 170 機関以上あった。

２、毎年平均何冊くらい発行していますか。

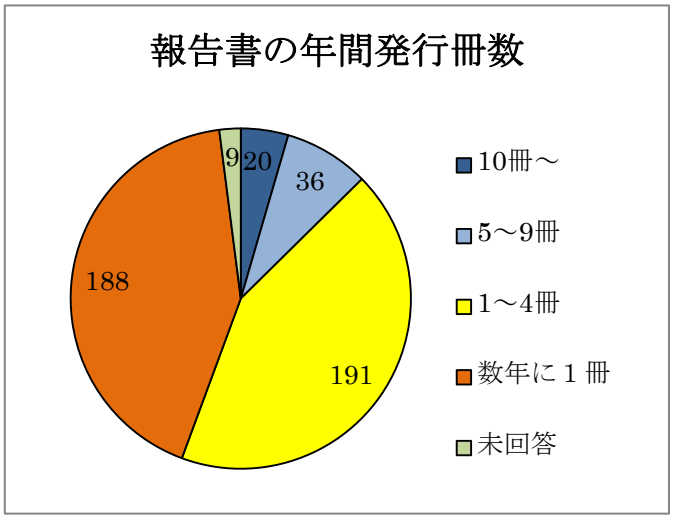

年間発行冊数	全件	県･政令指定都市	それ以外
10 冊～	20	15	5
5～9 冊	36	22	14
1～4 冊	191	20	171
数年に1冊	188	1	187
未回答	9	4	5
合計	444	62	382

報告書の発行冊数も自治体規模によりその割合は大きく異なる結果となったが、県や政令指定都市を除く自治体では、「数年に１冊」「年に 1～4 冊」の割合が突出して多い。また近年は発行していないとする自治体も少なからずあった。

3、報告書作成時に、PDF ファイルを作成していますか。

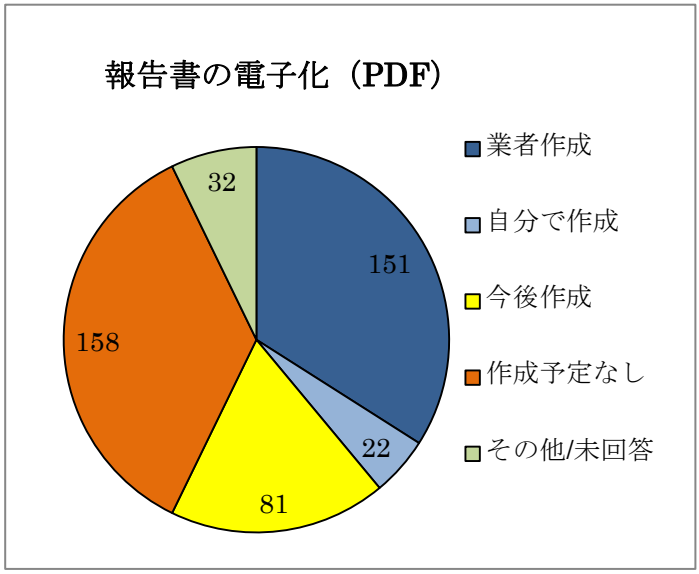

電子データ作成については、回答にばらつきがあった。

今後も作成予定がないとの回答割合も多いが、印刷体発行の過程では必ず電子的なデータが発生するため、仕様書等で、印刷業者に冊子とあわせ電子データ（PDF）での納品を義務付けることで、コストもほとんどかけず電子データを入手することが可能である。

4、奈良文化財研究所へのデータ登録をおこなっていますか

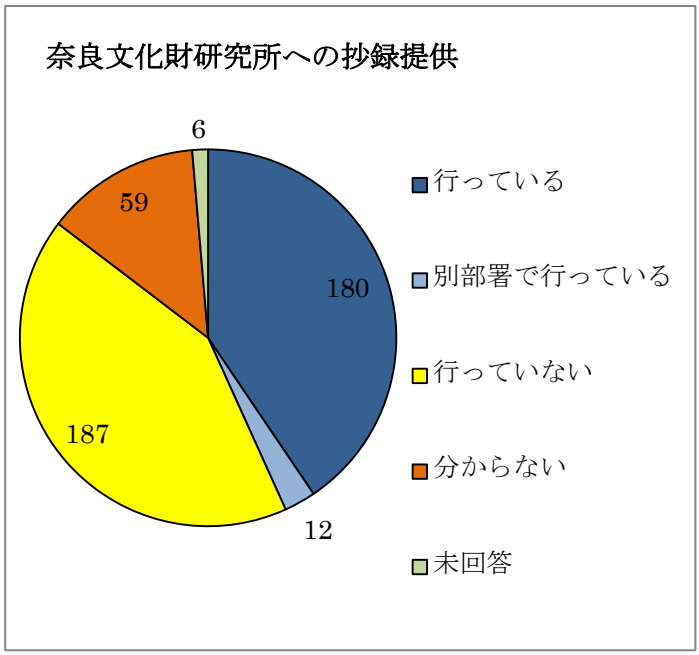

遺跡資料リポジトリに登録する報告書の書誌データは奈良文化財研究所（奈文研）の抄録データベースに寄る部分も大きい。統一性が高く、汎用的に利活用できる書誌データの構築は、これからの学術情報流通には欠かせないものとなってきている。

しかし、奈文研に報告書の抄録データを提供している自治体は、全体の半数以下にとどまっているのが現状のようだ。（ただし発行実績のない機関も含む）。

【2】遺跡資料リポジトリについて

1、遺跡資料リポジトリに登録された報告書を利用したことがありますか。

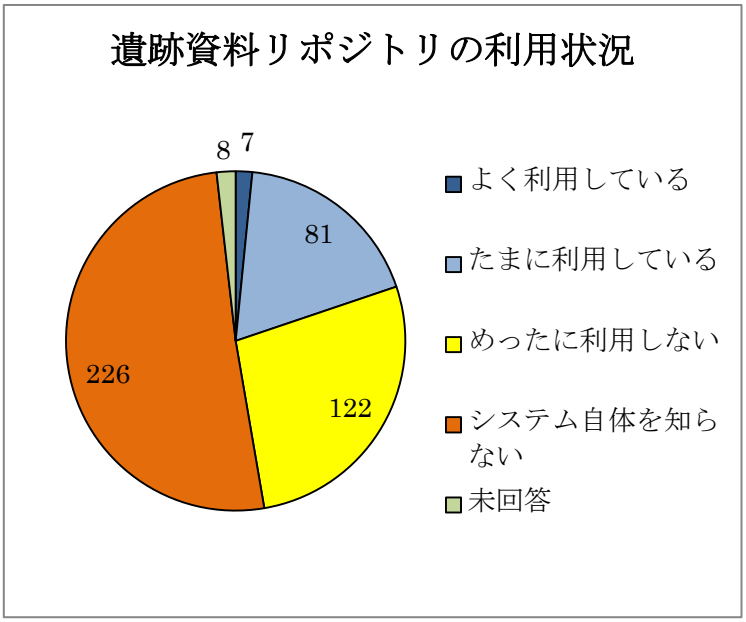

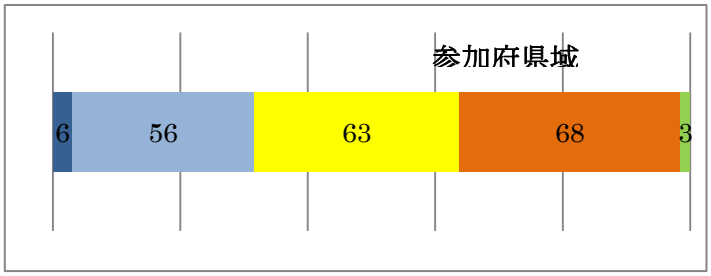

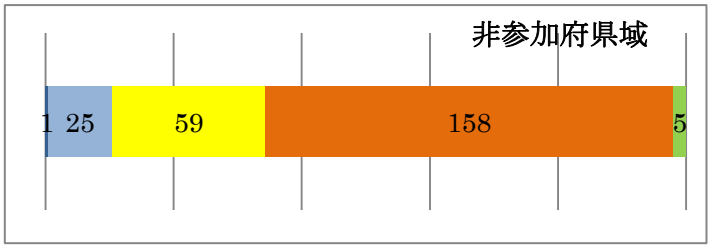

現時点において、認知度が非常に低いのは否めない。特にプロジェクト非参加地域では、半数以上が遺跡資料リポジトリを知らなかった。また、知っている場合でも、「よく利用」「たまに利用」の割合は低く、今後広域展開を図るうえでは、本プロジェクトの意義を効果的に PR していくとともに、データの質・量をさらに充実させ実用性を高める必要がある。

また、「リポジトリ」「セルフアーカイブ」といった自治体担当者には分かりにくい表現が多いことも、とっつきにくくしている要因と思われる。より一般的で分かりやすい表現での広報が重要だといえ、今後自治体向けのパンフレット作成などを検討している。

2、遺跡資料リポジトリに報告書を登録していますか。

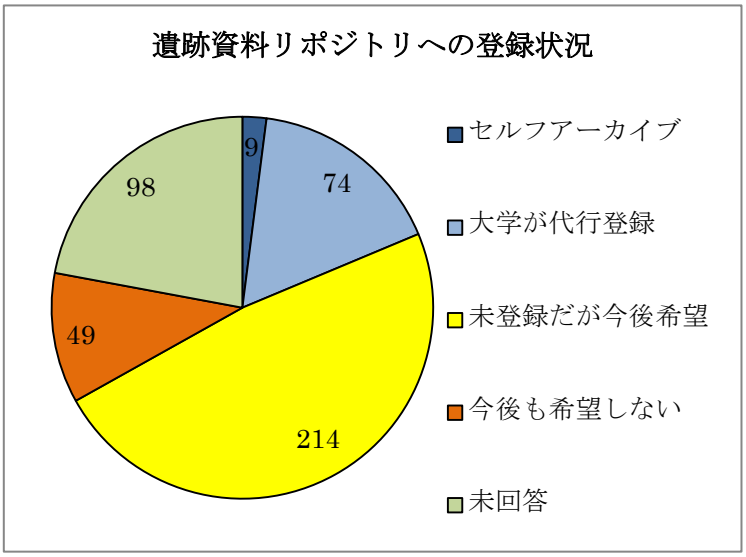

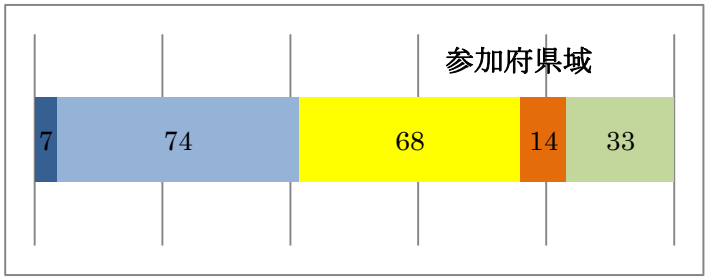

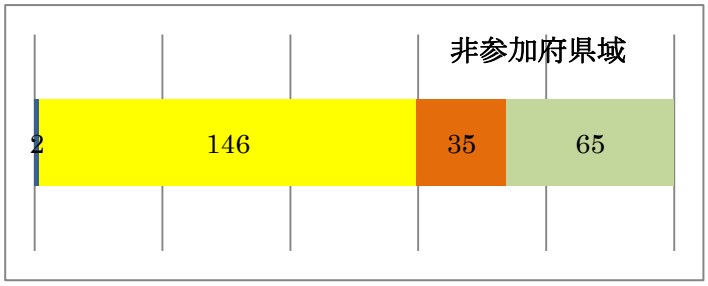

未登録の場合でも電子データによる公開の必要性は認識されており、今後の登録を希望している自治体は多い。

一方で、「未回答」の比率の高さは、認知度不足もあり、まだ検討以前の段階にある自治体も少なくないことを表している。

また、設問になかったためデータには表れていないが、遺跡資料リポジトリ以外(各機関の HP 等)で本文データを公開している自治体も多いと思われる。自治体が成果物を自身の Web サイト上で公開することの意義は大きい。しかし、利用者にとっては、より広域の、よりたくさんの報告書が、一つのサイトで横断的に検索・閲覧できる本リポジトリの必要性は高い。これらに加えて、リポジトリへも登録をしていただけるよう積極的に働きかけていく必要がある。

2012 年 10 月

遺跡資料リポジトリ・プロジェクト事務局
（島根大学附属図書館）
rar@lib.shimane-u.ac.jp
TEL： 0852-32-6085
FAX： 0852-32-6089

遺跡資料リポジトリ　Web サイト
http://rarcom.lib.shimane-u.ac.jp/

資料4

平成 23 年 8 月 5 日
全国遺跡資料リポジトリ推進会議

遺跡資料リポジトリが推奨する出版時電子化仕様

遺跡資料リポジトリでは、遺跡発掘調査報告書（以下「報告書」という。）の電子媒体の収集と公開を行っています。リポジトリへの登録をご検討いただける場合、各機関で今後の報告書を発行される際に、あわせて、以下の仕様で電子ファイルを作成されることを推奨します。

また、保存用（高精細印刷用）と遺跡資料リポジトリで利用する公開用の 2 種類のファイルを作成することを勧めます。

1．ファイル形式
ファイル形式は、PDF(Portable Document Format：ISO 32000-1)とする。

2．文字
フォント埋め込みを行い該当フォントの無い端末でも利用できるように配慮する。また、フォントのライセンスに注意を行うこと、及び検索可能な文字コードを使用すること。

3．写真
写真は、ファイルサイズに最も影響を与えるデータのため、公開用は 300dpi で jpeg 圧縮とする。また、保存用は 600dpi 無圧縮とする。

4．図・地図
ベクトルデータが使える場合には、ベクトルデータを使うこと。ベクトルデータを使うことにより、拡大時に滑らかな表示を得ることが出来る。
2 値のビットマップ形式は、公開用・保存用ともに 600dpi とし、複数色を使用するビットマップ形式は、写真に準ずる。

5．製版用記号
トンボ等の製版用記号は取り除き出版ページ単位で 1 ページを作成する。

6．ファイル分割
ファイルサイズが 500MB を超える場合には、500MB 以下になるように章毎にファイル分割を行う。

7．目次
しおりを作成し、目次を設定すること。これにより、該当頁を素早く表示することができる。

8．その他
PDF は、スクリプトやマルチメディアファイルを含めることができるが、将来的に不安定な規格は使用しないこと。また、ウィルス混入に注意すること。

参考)
J-STAGE 運用マニュアル 09.PDF 作成指針　http://www.jsce.or.jp/nctam/shishin.pdf
J-STAGE 運用マニュアル 09.PDF 作成指針(要約)　http://drf.lib.hokudai.ac.jp/drfml/pdfRNWHxiMNXl.pdf

資料5

行政目的で行う埋蔵文化財の調査についての標準(報告)

平成16年10月29日

埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会

目　次

はじめに

第1章　調査標準に関する現状と課題
1　記録保存のための発掘調査
（1）調査標準に関するこれまでの経緯と現状
（2）調査標準についての行政的位置付け
（3）発掘調査の方法・内容に関する標準についての基本的な考え方
2　保存・活用のための発掘調査
3　試掘・確認調査

第2章　記録保存のための発掘調査に関する標準
1　記録保存のための発掘調査に関する基本的事項
（1）発掘調査の性格と内容
（2）発掘調査に関する基本的事項
（3）発掘調査の工程と調査体制
（4）調査手法の開発・改良
2　発掘作業
（1）発掘作業の基本方針
（2）発掘作業の工程とその内容
3　整理等作業
（1）整理等作業の基本方針
（2）整理等作業の工程とその内容
4　発掘調査報告書
（1）報告書の意義
（2）記載事項とその内容
（3）記載に当たっての留意事項
（4）体裁
（5）刊行
（6）保管・活用

第3章　保存・活用のための発掘調査に関する標準
1　保存・活用のための発掘調査に関する基本的事項
2　発掘作業
3　整理等作業
4　発掘調査報告書

別紙　1～3

※

はじめに

埋蔵文化財は我が国あるいは全国各地域の歴史や文化の成り立ちを理解する上で欠くことのできない国民共有の貴重な歴史的財産であり，将来の文化の向上・発展の基礎をなすものである。そして埋蔵文化財は，先人たちが営んできた生活の直接的な証であり，文字による記録だけでは知ることのできない，各地域の長期にわたる豊かな歴史と文化を生き生きと物語る。そのため，地域にとっての誇りと愛着をもたらす精神的拠り所となるとともに，個性豊かな地域の歴史・文化環境を形作る重要な資産でもある。

したがって，埋蔵文化財を，開発事業との円滑な調整を図りつつ，また，国民の理解と協力を得ながら，適切に保護し，活用することは文化財行政上重要な課題である。

「埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会」（以下「委員会」という。）は，埋蔵文化財の適切な保護と開発事業との円滑な調整の推進を図る上で行政上必要とされる事項について，基本的な方向を検討することを目的として，平成6年10月に設置された。検討に当たって，各地方公共団体等における実態を踏まえ，より審議を深めるために，都道府県・市町村の教育委員会又はその関係機関の実務担当者からなる協力者会議があわせて設置されている。

委員会でこれまで検討してきた事項については，『埋蔵文化財保護体制の整備充実について』（平成7年 12月），『出土品の取扱いについて』（平成9年2月），『埋蔵文化財の把握から開発事前の発掘調査に至るまでの取扱いについて』（平成 10 年6月），『埋蔵文化財の本発掘調査に関する積算標準について』（平成 12 年9月），『都道府県における地方分権への対応及び埋蔵文化財保護体制等についての調査結果について』（平成 13 年9月）及び『出土品の保管について』（平成 15 年 10 月）として報告されており，これらの報告を踏まえた文化庁の通知等により，各地方公共団体において所要の施策が実施されてきているところである。

このたびの検討課題は，「行政目的で行う埋蔵文化財の調査についての標準」である。

行政目的で行う調査には，現状のまま保存を図ること

ースし，さらに他の図面，写真も含めて印刷用の版下を作成する。「③割付・編集」では印刷物とするために文章及び図面や写真の配置を割付し，全体を編集する。「④印刷」は仕様を決め発注して印刷物にする工程である。

記録保存のための発掘調査にあっては，報告書の内容の如何によって調査事業そのものの成否が左右されることをしっかり認識して各作業を進める必要がある。

（オ）保管・活用に備えた作業

別紙２「整理等作業の標準」５参照）

発掘調査で作成された記録類及び整理等作業で作成された資料類や出土遺物は，調査に関する資料として，また，成果の活用のために重要かつ不可欠のものであり，将来にわたって保存・活用していく必要のあるものであることから，後世に残す必要のあるものについて，遺跡が所在する地方公共団体で確実に保管し，必要に応じて希望者が利用できる状態にしておく必要がある。そのため，地方公共団体以外の調査主体が行った調査の場合にあっては，調査完了後，資料類・出土遺物を遺跡所在地の地方公共団体へ移管することとする等により上記の措置が可能なようにする必要がある。

公開すべき記録・資料や遺物は，文化財の普及・活用活動等を通じて積極的に公開し，国民が埋蔵文化財に親しみ，国や地域の歴史についての理解を深めるために活用する必要がある。

４．発掘調査報告書

（１）報告書の意義

記録保存のための発掘調査における報告書は，埋蔵文化財のうち，現状で保存できなかったものに代わって後世に残る記録の中で最も中心となるものであり，埋蔵文化財に代わる公的性格をもった重要な存在である。

したがって，報告書は，発掘作業から整理等作業によって得られた情報を的確に収録したものでなければならないのは当然であるが，それとともに，将来にわたってこれを活用する場合のために理解しやすいものでなければならない。

その作成に際しては，事実及び所見の記述と図面・写真等の資料を体系的・合理的に構成し，利用しやすいものとなるよう細心の注意をもって当たる必要がある。

（２）記載事項とその内容

（別紙３「発掘調査報告書の標準」１参照）

報告書は，記録保存に関して行政的に講じた措置の記録と，発掘作業及び整理等作業を経て得られた学術的な成果の記録からなる。

報告書に掲載する基本的項目は，①経過，②遺跡の位置と環境，③調査の方法と成果，④理化学的分析，⑤総括，⑥報告書抄録等がある。④の理化学的分析は必要な場合に加わるものである。

以下，各項目の記載事項についての要点を述べ，具体的な内容については「別紙３」に記すこととする。

①経過

その発掘調査を必要とするに至った開発事業等と埋蔵文化財保護との調整，調査体制，調査活動，調査後の保護措置等，開発事業との調整から調査完了に至る一連の事実を記述する。（地方公共団体以外の者による調査の報告書にあっては，行政的に講じた措置の記録は，関係した地方公共団体から提供する等の対応が必要である。）

②遺跡の位置と環境

その遺跡の歴史的な意味を把握する上で不可欠の要素であり，調査対象遺跡を含む一定地域の基本的な地形と自然環境，他の遺跡のあり方等について把握できるよう記述する。

③調査の方法と成果

報告書の中核をなす部分であり，通常，最も多くの分量を占める。発掘作業と整理等作業の方法について記述した上で，検出・把握できた遺構の状況，遺構と遺物の関係，遺物全体の出土量・内訳，個々の遺物の要点等の事実を，遺構・遺物の図面や写真を示しながら記述する。調査員が作業途上に思考したことを含め，発掘作業から整理等作業を通して得られたことを的確に記述する。

④理化学的分析

発掘調査の成果をより総合的に理解するために行った年代測定，自然環境，産地同定等に関する分析結果がある場合に記載する。ただ単に分析データを掲載するだけではなく，分析を行った目的や意図を記述し，その成果を「総括」に生かすことが必要である。

⑤総括

「調査の方法と成果」の事実記載だけでは発掘調査の成果全体を的確に理解することができないため，その発掘調査によって把握された遺構・遺物から，遺跡全体の構造や性格，時期的変遷等の客観的事実の整理及びその遺跡が地域の歴史の中でもっている意味，位置付け等を記述する。従来，この項目は「考察」と称されることが多く，その意義付けが明確ではなかったが，その目的・意義を明確に示すために「総括」と呼称するものである。

⑥報告書抄録

発掘調査の基本的情報である調査組織及び調査員，遺跡で得られた成果等を所定の様式の一覧にして巻末等に付するものである。報告書データベース

の作成等の利用にも供される。

（3）記載に当たっての留意事項

（別紙３「発掘調査報告書の標準」２参照）

報告書に必要な事項が記載されていないものや過剰な情報が未整理のまま掲載されているものがあることから，その作成に当たっては，遺跡を理解する上で必要な遺構や遺物の実測図のうち掲載するものを選択しなければならない。すべての遺構について個々の規模や土層等を表示することや，遺物実測図で示されている製作技法等を再度重複して表にも記載する等のことのないように，報告すべき事項，表現する文章，掲載する資料等について，全般にわたって調査組織全体で綿密な検討を行い，当該遺跡に関する情報を的確かつ簡潔に表すよう努めなければならない。

また，個々の遺構，遺構相互の関係，層位関係，遺構と遺物の関係等について，総体に矛盾のないように整合した説明を行い，その説明と図や写真等の資料との関係が検索しやすく，使いやすいものとなるように，利用する側の立場に立って理解しやすい構成・表現を工夫しなければならない。特に調査面積が大規模で遺構・遺物が膨大に検出されたため報告書に記載すべき事項が多い場合等にあっても，必要な情報を簡潔にまとめるよう努めなければならない。

なお，報告書においては文章による記述が主要な部分を占めるのであるから，客観的事実と調査員の所見を体系的・論理的に表現し，理解しやすい明解な文章表現を心がけなければならない。

（4）体裁

報告書は，現状保存できなかった遺跡の内容を示す唯一の記録刊行物であることから，長期間にわたって保存が可能な印刷方法，製本方法，紙質等を適切に選択する必要がある。ただし，過剰に華美な体裁のものとすることは避けなければならない。

現在の報告書は印刷物が一般的であるが，デジタル技術は急速に進歩し普及しつつあり，それを導入した報告書のあり方についても，今後，検討する必要がある。

（5）刊行

現状保存できなかった遺跡の記録を広く活用できるようにするためには，報告書は印刷物として複数作成され広く配布されて，所要の場所において保管・公開される必要がある。そのことは，行政における情報公開にも資するものである。以上のことから，現在，発掘調査成果の公表は報告書の刊行と配布によって行うのが一般的である。

報告書の刊行は，発掘調査単位で行うのが通常であるが，刊行の形は個々の独立の印刷物で行う必要はない。同じ遺跡で発掘調査が数次にわたる場合にはそれらの報告書を同一の印刷物にまとめて掲載したり，対象面積が狭小で得られた情報が少ない場合には年報等に掲載する等，調査の進行や規模等に応じて適切な方法を選択することも考えられる。

報告書の刊行部数は，後述する報告書の活用の観点から必要と判断される数とする必要がある。

報告書の刊行は，報告書の完成が発掘調査の完了であること，調査成果は可能な限りすみやかに公表する必要があることから，発掘作業終了後おおむね３年以内に行う必要がある。発掘作業が長期にわたる場合，あるいは整理等作業が長期に及ぶ場合等，やむをえない事情により３年以内に刊行できない場合は，概報（報告書の刊行に先立ち，主に遺構に関する事項を中心に調査成果の概要を記した刊行物。後に報告書が刊行されることを前提に刊行するもの。）を刊行したり，調査の概要を調査機関の年報に掲載する等の措置を執ることが必要である。

現状では，すべての発掘調査について報告書が刊行されているわけではなく，概報を刊行しただけで報告書刊行が行われていなかったり，成果の公表がまったく行われていない場合もある。その原因としては，整理等作業や報告書の作成・刊行に要する経費や時間が確保できない等の予算や体制の問題と，概報の刊行で調査成果の公表責任を果たしたとする等調査主体側の意識に起因するものがある。それらについては，埋蔵文化財行政全体の課題として改善を図る必要がある。

（6）保管・活用

報告書は，調査対象遺跡の所在する都道府県及び市町村において保管し活用に供する必要がある。したがって，地方公共団体は，自ら刊行した報告書のほかに管内で行われた発掘調査に係る報告書を将来にわたって確実に保管するとともに，自らの刊行した報告書については，関係の地方公共団体・文化財関係調査機関・図書館・博物館・大学等へ配布し，発掘調査の成果を国民が広く共有し，活用できるような措置を講ずる必要がある。当該報告書に係る遺跡の所在地においては，地域の図書館，博物館，公民館等に重点的に配布し，地域住民が利用しやすいよう配慮することが望ましい。このことは地方公共団体以外の調査組織が行った発掘調査の報告書についても同様であるから，関係地方公共団体は，報告書の入手・保管・配布等の指導その他の措置を執る必要がある。

また，報告書の配布を受けた機関においては，確実に保管し，かつ，利用希望者に公開できるように管理する必要がある。

なお，全国にわたって発掘調査成果の概要や報告書の刊行状況等を把握する手段として，報告書データベースの整備と公開が必要であり，このために，独立行政法人

文化財研究所奈良文化財研究所が公開しているデータベースの充実を図る必要がある。

報告書は，発掘調査の結果を客観的に記録したものではあるが，内容は専門的であり，それによって必ずしもすべての国民が調査成果を地域の歴史に結びつけて理解できるものではない。したがって，地方公共団体においては，住民向けのわかりやすいパンフレットや概説書等の普及資料の作成，遺物・関係資料の展示，講演会等を積極的に実施し，埋蔵文化財の価値，発掘調査の意義等に関する理解の向上に努めなければならない。

第３章　保存・活用のための発掘調査に関する標準

１．保存・活用のための発掘調査に関する基本的事項

学術上の価値が高く，また地域の歴史にとって重要な遺跡について，その保存を図るために，あるいは史跡指定されている遺跡について，その保存・活用のために遺構の復元・整備等の措置を講ずる上で必要な発掘調査（以下「保存・活用のための発掘調査」という。）の意味については，第１章２において述べたとおりである。

保存・活用のための発掘調査は，当然，第２章で述べた記録保存のための発掘調査とはその理念をまったく異にするため，調査内容，方法等も異なるところがある。

保存・活用のための発掘調査は，歴史的な位置付けと価値を明確にして遺跡を保存・活用していく上での基礎資料を得ることを目的として実施される。この発掘調査の対象となる遺跡は，通常，国や地方公共団体あるいは地域にとって歴史上，学術上の価値が非常に高く，将来の人々にとっても貴重な財産であり，将来に向かって保護していく必要のあるものである。

一方，発掘調査は遺跡の理解のために必要なものとはいえ，それによって結果的に遺跡自体の解体・破壊をもたらすという一面がある。将来，調査地周辺の調査研究の進展等により，遺構の規模や重複関係，性格等の既往の成果について再検討を行う必要が生じたり，調査技術の進歩により現在では明らかにできないことが確認できる可能性もある。そのため，将来の調査・研究に支障とならないように，また文化財を保護するという観点からも，遺跡を遺構と遺物や土壌相互の関連からなる環境を含めた総体的なものとして，可能な限り現状のままで残しておくことが求められる。そのような点から調査範囲は，調査目的を達成できる範囲で，発掘により失われてしまう遺跡の主要な要素を最小限とするという観点で限定し，遺跡の全面を悉皆的に発掘することを避け，遺跡の重要な情報を含んでいる遺構埋土の保存にも配慮することを心がける必要がある。

保存・活用のための発掘調査に求められる最も重要な基本原則は，遺跡を可能な限り将来に残して保存することを前提にした上で，発掘調査する必要性に関して明確な目的意識をもって臨み，その時点でとりうる最上の体制と手法によって，十分な計画と準備を整えて行うことである。現代人の興味，関心のみで安易に発掘を進めることは慎まなければならない。

そのような観点から，調査計画の策定，調査の実施，調査結果の評価等を適切に行うために，専門家・学識経験者を構成員とする指導委員会を設け，その意見を聴くことが必要である。また，学術的，行政的に指導・支援する都道府県や国との連携も不可欠である。

保存・活用のための発掘調査にあっても，調査の結果得られた成果の記録と報告書の刊行が必要であることはいうまでもなく，整理等作業，発掘調査報告書の刊行までの手順を確実に実施しなければならない。

２．発掘作業

（１）発掘作業の基本方針

調査で確認すべき事項は，その調査の目的によって異なるが，通常，①遺跡の所在，②遺跡の範囲，③遺跡の内容である。

①の遺跡の所在確認は，遺構を反映した起伏や遺物の散布等によって地表面の観察により把握できる場合と，地表面からは把握できない場合がある。発掘によらないで所在確認が可能な場合は，できる限りそれによるべきである。所在だけではなく範囲・内容の確認においても，地表面に現れている情報はきわめて重要であり，その詳細な観察は基礎的な作業であることを認識する必要がある。

②の遺跡の範囲確認は，試掘溝等による調査を要する場合が多い。試掘溝の位置等については，現地形の把握や遺物の散布状況，周辺地域におけるこれまでの調査成果を参考にし，目的達成のために必要で最も効果的なものとなるよう周到に検討する必要がある。

③の遺跡の内容把握は，遺構を確認し，遺物の出土状況，時期・内容等をあわせ見極めながら解釈・判断することになるが，調査の目的や遺跡の種類等に応じて調査の範囲や方法は多様である。綿密な計画と調査作業の的確な進行管理が必要である。

いずれの場合においても，上記１の基本原則に則して行わなければならないのはいうまでもない。

（ア）遺跡の状況に応じた調査方法

調査対象となる遺跡には，①すでに史跡に指定されて法的な保護を受けている遺跡，②史跡指定を目指し，重要遺跡として確認調査を要する遺跡，③重要な遺構等

別紙３　発掘調査報告書の標準

【標準の構成】

１．報告書の構成と記載事項

（１）報告書の構成

（２）報告書の記載事項とその内容

（ア）前文

（イ）本文

２．記載に当たっての留意事項

（１）全体に関する留意事項

（２）個別の留意事項

（ア）目次

（イ）遺跡の位置と環境

（ウ）調査の方法と成果

（エ）理化学的分析

（オ）総括

【凡例】

（１）この別紙は本文の内容を補足するものであり，両方合わせて標準を構成するものである。

（２）報告書第３章の記載内容では，文章・図・写真・拓本・表の順に説明しているが，実際の報告書における体裁・割付は，文章と図や写真等が近接した位置に配置されない場合もある。

１．報告書の構成と記載事項

（１）報告書の構成

○報告書は，前文・本文からなり，主に以下のような章・節で構成される。

前文

表題，序文，例言・凡例，目次

本文

第１章　経過

　第１節　調査の経過

　第２節　発掘作業の経過

　第３節　整理等作業の経過

第２章　遺跡の位置と環境

　第１節　地理的環境

　第２節　歴史的環境

第３章　調査の方法と成果

　第１節　調査の方法

　第２節　層序

　第３節　遺構

　第４節　遺物

第４章　理化学的分析

第５章　総括

報告書抄録

○上記の構成は標準的なものであり，個別の発掘調査の内容によっては，章・節の省略や統合，あるいは追加が生じることが考えられる。

○本文第３章では，遺構と遺物を別の節に分けたが，遺構とその出土遺物をまとめて一つの節とする場合も少なくない。遺跡の内容等によって適切な方法を選択することが考えられる。

（２）報告書の記載事項とその内容

（ア）前文

①表題

○検索のための利便性を考慮し，原則として主題か副題のいずれかに遺跡名を入れる。

②例言・凡例

○当該発掘調査についての，調査原因となった事業名，調査地住所（都道府県名を必ず記載する），調査主体，調査期間（発掘作業及び整理等作業の期間），報告書の執筆者及び編集者名，経費負担のあり方，記録類や出土品の保管場所等を記述す

る。なお，発掘・整理等作業の体制をここで記述する場合もある。

○報告書で示されている，方位や標高の表示方法，遺構・遺物実測図の縮尺等，報告書を利用する上で必要な事項を記述する。

（イ）本文

①経過（第１章）

a）調査の経過（第１節）

○調査の原因，取扱い協議，法的手続き，試掘・確認調査の結果に基づく取扱い協議，遺構の保存協議（その経過や設計変更及び保存の内容）等の経過と内容について記述する。

・**図面**：開発計画図，遺構の保存措置を執った場合はその内容がわかる図等がある。

・**写真**：調査着手前写真等がある。また，調査地の特定ができるよう，必要であれば開発終了後の調査地風景写真も掲載する。

b）発掘作業の経過（第２節）

○全体計画，体制（主体者，担当者，作業委託の状況等），作業の経過，現地説明会の実施状況等を記述する。

c）整理等作業の経過（第３節）

○全体計画，体制（主体者，担当者，作業委託の状況等），作業の経過等を記述する。

○遺物の保存処理を実施した場合，その概要を記す。

②遺跡の位置と環境（第２章）

a）地理的環境（第１節）

○調査対象遺跡を含む一定範囲について行政区分や位置，地形や自然環境等を記述する。地形に関しては，調査終了後に大きく改変される場合があるので，特に詳細に記す。

・**図面**：遺跡位置図，遺跡周辺地形図等がある。

・遺跡位置図
遺跡の位置を都道府県単位の図等に示したもの。

・遺跡周辺地形図
遺跡の立地環境がわかる図で，地形図に調査対象地を示したもの。地形分類図を併用することもある。

・**写真**：遺跡周辺の環境がわかる遺跡遠景写真，旧地形のわかる航空写真等がある。

b）歴史的環境（第２節）

○調査対象遺跡を含む一定地域についての歴史的変遷を記述する。発掘調査の成果を理解する上で必要な時代については重点的に説明する。

・**図面**：地形図等に調査地周辺の遺跡の分布状況を示した遺跡分布図等がある。

・**写真**：歴史的環境のわかる写真等がある。

③調査の方法と成果（第３章）

a）調査の方法（第１節）

○試掘・確認調査の成果や既往の調査成果を示し，当該調査の実施に当たって設定された目的や課題等を記述する。

○目的や課題，問題意識に基づいた発掘作業，整理等作業の方針，実際に行った具体的な調査方法等を記述する。あわせて，発掘作業や整理等作業において特に留意した事項についても記述する。

・**図面**：試掘・確認調査区位置図，既往の調査区位置図，試掘・確認調査及び既往の調査成果に関する遺構・遺物実測図，発掘調査地区割図等がある。既往の調査区位置図と発掘調査地区割図は同一の図面で示してもよい。

b）層序（第２節）

○各層位については，土層名・土色・土質，遺物包含状況，さらにはその層の成因や時期，性格等について記述する。また，発掘作業において遺物を取り上げた層位と土層断面図の関係についても説明する。

○遺構面と包含層の関係や，火山灰のように広範囲にわたって確認され遺跡を理解する上で重要な鍵となる層については重点的に記述する。

・**図面**：土層断面実測図あるいは土層断面模式図等がある。その際，遺構面を強調したり，鍵となる重要な層については網掛けで図示する等，層序の特徴がよくわかるよう工夫する。

・**写真**：層序の特徴を最もよく表した断面写真等がある。

c）遺構（第３節）

○遺構の時期や検出面の数をはじめとする全体の概要，遺構種別ごとの概要を示した後，個別の遺構内容を記述する。その際，遺構の規模や形状といった客観的な成果だけでなく，遺構の検出過程や調査中に試行錯誤したこと等についても言及するよう努める。遺構名称は，遺構種別と番号で示す。

・**図面**：遺構全体図・遺構配置図・遺構個別図・遺物出土状況図・ドットマップ等が

ある。

・遺構全体図

検出した遺構のすべてを掲載した図。おおむね1/200 ～1/500 程度の縮尺とし，調査面積が広大な場合は1葉の図面に収まらないこともある。遺構個別図を作成しない遺構については，この図によって遺構が特定できるようにする。付図は紛失しやすく利用しにくい場合が多いので，できる限り避けることが望ましい。やむをえない場合は，図面ごとに必ず遺跡名を付ける等配慮が必要である。

・遺構配置図

主要な遺構について，検出された遺構の構成と配置を一目でわかるように模式的に示した図。

・遺構個別図

遺構の平面実測図と断面実測図で構成された図。

・遺物出土状況図

遺構から出土した遺物の状況を示した図であり，平面実測図とその断面実測図からなる。

・ドットマップ

遺物が出土した平面的位置，垂直的位置をドットによって示した図。発掘作業で作成した図をすべて機械的に掲載するのではなく，遺物の分布や接合関係に意味があり，遺跡や遺構を理解する上で必要と判断されたものについて掲載する。

・写真：全体写真・遺構個別写真・遺物出土状況写真等がある。

・全体写真

調査区全体の状況を撮影した写真。斜め上方から撮影した写真と垂直写真がある。前者は遺構の配置状況だけでなく土地の起伏や遺構の深さ等遺跡の立体感を表すことができ，写真の特性が生きる場合が多い。

・個別写真

完掘した遺構の全景写真を原則とするが，必要に応じてその過程やその遺構に付属する施設の詳細を示す写真を掲載する。

・遺物出土状況写真

遺構の時期や性格等を最もよく表した写真を掲載する。遺構と遺物の関係がよくわかるものを掲載する。図はなくても写真だけで足りる場合もある。

・表　：遺構の規模や形状等を掲載した一覧表。必要な遺構と項目を選択し掲載する。

d）遺物（第４節）

○遺物全体の種類や時期，おおよその出土量（コンテナ数等で示す。）等の概要を記述したのち，個別説明を行う。個別説明では分類基準を示し，全体の傾向や特徴等について言及する。実測図を掲載したものについての，選択基準を示す。

・図面：形式分類図・遺物実測図等がある。

・形式分類図

土器，石器等の形態に基づいた分類図。多量に遺物が出土し，遺物の特徴を説明する際に有効な場合に掲載する。

・遺物実測図

遺構の時期を決める遺物や遺構から出土した一括遺物等，遺構や遺物のあり方を考える上で必要と判断されたものを掲載する。その際，遺構の時期を決定する遺物，遺構出土一括遺物は器種構成やその比率等を考慮し，それぞれ必要な量を掲載する。各遺物の縮尺率はその種類ごとに統一することが望ましいが，特殊なものは大きさや特徴に即して決める。

・写真：個別写真，集合写真等がある。個別写真は遺物の質感，胎土，色調，遺存状況等の特徴を表現できる大きさにする。実測図を掲載したものすべてに個別写真を掲載する必要はなく，たとえば同種同形のものが多数出土した場合は代表的なものを選択する。

・拓本：有効性が認められるものについて掲載する。

・表　：遺物観察表。遺物の種類によって掲載する必要があるものに用いる。実測図に表現された調整技法の記載は原則として不要であり，特記事項や実測図で表現できないことを中心に記載する。

土器の胎土，石器の石材，木器の樹種も記載する。

④理化学的分析（第４章）

○分析の種類には，年代測定，自然環境の復元，土器・石器・金属器等の産地同定，石器・木器等の材質鑑定等があり，遺跡の内容に応じて実施した分析結果を掲載する。

⑤総括（第５章）

○発掘作業から整理等作業の過程で明らかになった遺構や遺物とそれら相互の関係を総合的に検討した上で，遺跡の構造，変遷といった発掘調査成果の基礎的な整理を行い，歴史的位置付けについても言及する。

⑥報告書抄録

○現在普及している様式に，発掘調査成果の要約（約500 字）の項目を加えるものとする（51 頁様式参照）。

○可能な限り，巻末に掲載することが望ましい。

２．記載に当たっての留意事項

（１）全体に関する留意事項

○遺構出土遺物については，遺構と別々に記述する方法と遺構ごとに出土した遺物をあわせて記述する方法がある。本標準では前者を示したが，それぞれの方法の特性や遺跡の内容により適切な方法を選択する。

○図面や写真について，既製の地形図や航空写真等を使用する場合は，原図作成（撮影）の主体者・時期・縮尺・図幅名等を明示する。

○遺構実測図には方位，標高及び縮尺を表した物差し（スケールバー），土層断面図には標高及び縮尺を表した物差し，遺物実測図には縮尺を表した物差しを必ず表示する。

○写真は，カラーと白黒各々の特性を理解した上で使い分けて掲載する。

（２）個別の留意事項

（ア）目次

○報告書全体の構成が把握しやすいように，本文では章と節の構成を，図や写真では個別遺構名と遺構の内容を示す。

○本文と図，写真，表等の検索が容易に行えるように工夫する。

（イ）遺跡の位置と環境

○同じ遺跡ですでに報告書が刊行され，これについて詳細な記述がある場合，その報告書名を示した上で，簡潔に記述することができる。

（ウ）調査の方法と成果

①遺構

○遺構の性格や内容に応じて記述の方法を工夫する。たとえば，竪穴住居や掘立柱建物，井戸等は遺跡を構成する主要な遺構であり，個々の内容について詳細に記述する必要がある。一方，小規模な溝や性格不明の土坑・小穴等については，必ずしも個々の内容を述べる必要はなく，全体の傾向等を記述することで足りる場合がある。

○遺物の出土状況は，遺構の年代や性格を決める重要な情報である。遺跡を理解する上で必要と判断されたものについては，遺物の出土層位とその特徴を記述し，それを踏まえて遺構の性格や年代についても言及する。

②遺物

○遺物の個別説明をする際，図や写真をみればわかるような事項については，逐一記述して全体が冗長にならないよう，記述内容を工夫する。

（エ）理化学的分析

○報告書全体の量を考慮して，掲載する分析結果の占める割合が過度に多くならないよう，分析者とあらかじめ調整をする。

（オ）総括

○発掘作業や整理等作業を担当した調査員あるいは調査機関が，学術的成果に基づき，考古学的手法を用いて記述する。

○遺跡を理解することに直接関わらない独立した内容の論文は掲載しない。

○総括に要する分量は写真を除いた本文（図面を含む。）のおおむね数％から 10 ％程度とする。なお，総括を行うために出土資料の編年や類例の検討等の考古学的分析が必要な場合は，これに要する分量が増加することもある。

報告書抄録《記載要領》

1－1	**ふりがな**	書名にふりがなを付す。読みはひらがなを原則とするが，かたかなでも可。 ローマ数字，括弧付き数字，丸付数字などは全て算用数字に替えて記入する。
1－2	**書　名**	主たる書名を記入する。できるだけ遺跡名が入った部分を書名として拾うこと。 特に書名がなくシリーズ名のみの場合は，本欄にもシリーズ名を記入すること。
1－3	**副書名**	主たる書名以外に副題がある場合は，その副題を記入する。
1－4	**巻　次**	書名がシリーズ名の場合，その巻次を記入する。
1－5	**シリーズ名**	書名とともにシリーズ名がある場合，そのシリーズ名を記入する。
1－6	**シリーズ番号**	そのシリーズの巻次を記入する。
1－7	**編著者名**	主たる執筆者から順次記入する。
1－8	**編集機関**	編集機関を記入する。
1－9	**所在地**	編集機関の所在地と電話番号を記入する。郵便番号も記入のこと。
1－10	**発行年月日**	発行日を西暦で記入する。編集機関と発行機関が異なる場合には，発行年月日の前に発行機関の項目を設ける。
2－1	**所収遺跡名**	掲載遺跡名を記入する。必ずふりがなを付けること。
2－2	**所在地**	遺跡所在地を都道府県以下，大字程度まで記入する。ふりがなを付し，「町」や「村」もそれが「ちょう」「そん」と読むのか「まち」「むら」なのか，分かるようにふりがなを付ける。 広範囲にわたる遺跡の場合，掲載調査区が属する主たる所在地名を記入する。
2－3	**市町村コード**	遺跡の所在する市町村を，総務省が定めた「全国地方公共団体コード」により都道府県コード＋市区町村コードの5桁で記入する。JISコードと同じ。
2－4	**遺跡番号コード**	市区町村別の遺跡コードを記入する。未決定の場合は，空欄とする。各市区町村内で同一コードが複数の遺跡に重複せぬよう留意すること。
2－5･6	**北緯・東経**	遺跡のほぼ中心と思われる位置を度分秒の単位で記入する。国土地理院2万5千分の1地形図等を利用して算出する。
2－7	**調査期間**	西暦を使用し全部で8桁で記入する。調査期間は実際の発掘作業期間とし，整理等作業の期間は含めない。調査が数次にわたる場合，分けて記入する。
2－8	**調査面積**	調査対象面積ではなく実際の発掘面積を平方メートル単位で記入する。
2－9	**調査原因**	発掘調査の原因を記入する。（発掘届の原因を参考）
3－2	**種　別**	掲載遺跡についてその種別を以下を参考にして記入する「集落・洞穴・貝塚・宮都・官衙・城館・交通・窯・田畑・製塩・製鉄・その他の生産遺跡・墓・古墳・横穴・祭祀・経塚・社寺・散布地・その他」
3－3	**主な時代**	各遺跡の主たる時代を記入する。細別時期・世紀が判明する場合，併記も可。
3－4	**主な遺構**	各遺跡で検出された主な遺構と遺構数を記入する。
3－5	**主な遺物**	各遺跡で検出された主な遺物について記入する。可能ならその数量も記入。
3－6	**特記事項**	調査成果，遺跡の性格など，特記すべき項目を記入する。
3－7	**要　約**	発掘調査の成果，遺跡の意義等を500字程度に要約する。

全般的注意事項

- 報告書抄録は，原則として発掘調査報告書作成者が，報告書に記された遺跡・調査・内容に関する情報と書誌情報を，本様式，書式に従って抄録し，報告書中に掲載するものとする。
- 抄録は報告書巻末への掲載を原則とするが，例言や凡例の後，奥付，裏表紙などの余白利用でも可とする。本文目次に抄録の掲載頁や位置を明記することが望ましい。
- 所収遺跡数が多い場合は複数頁を使用する。その場合，適宜書式を変更するなど極力使用頁数の節約を図る工夫をすること。
- 追加項目として「調査主体，資料の保管場所，書誌的情報（報告書頁数・版）」など独自に必要項目を加えたり，副書名やシリーズ名がない場合は不要項目を削除してもよい。ただし報告書の版サイズにかかわらず，できるだけ記載様式の統一性を維持するよう努めること。

報 告 書 抄 録 様 式

ふりがな	
書　　名	
副 書 名	
巻　　次	
シリーズ名	
シリーズ番号	
編著者名	
編集機関	
所 在 地	〒　　TEL
発行年月日	西暦　　年　　月　　日

ふりがな 所収遺跡名	ふりがな 所 在 地	コード		北　緯 °　′　″	東　経 °　′　″	調査期間	調査面積 ㎡	調査原因
		市町村	遺跡番号					

所収遺跡名	種 別	主な時代	主 な 遺 構	主 な 遺 物	特 記 事 項

要　　約	

平成 24 年 11 月 15 日発行
全国遺跡資料リポジトリ・プロジェクト
http://rarcom.lib.shimane-u.ac.jp/

＜事務局＞　島根大学附属図書館
rar@lib.shimane-u.ac.jp
0852-32-6085,6088